

第三百三十二回
国会

参議院科学技術特別委員会會議録第三号

平成七年三月十日(金曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

二月十五日

辞任

古川太三郎君

補欠選任

乾 晴美君

出席者は左のとおり。

委員長

高桑 栄松君

理事

河本 三郎君

志村 哲良君

久保田真苗君

浜四津敏子君

委員

井上 孝君

鈴木 栄治君

二木 秀夫君

前島英三郎君

守住 有信君

穂山 篤君

稲村 稔夫君

三上 隆雄君

泉 信也君

林 寛子君

乾 晴美君

西山登紀子君

下村 泰君

国務大臣

国務大臣

(科学技術庁長官)

田中真紀子君

政府委員

科学技術政務次官

関根 則之君

科学技術庁長官

石井 敏弘君

科学技術庁科学

技術政策局長

科学技術庁科学

技術振興局長

科学技術庁研究

開発局長

科学技術庁原子

力局長

科学技術庁原子

力安全局長

事務局側

第三特別調査室

説明員

文部省高等教育

局大学課長

文部省学術国際

局研究機関課長

工業技術院地質

調査所首席研究

官

加藤 碩一君

近藤 信司君

早田 憲治君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

堀籠 秀昌君

これより質疑を行います。

○志村哲良君 私は、過日の大臣の所信表明に關

しまして質問をさせていただきます。

阪神・淡路大地震の見舞いに早速参上された田

中大臣が、まことに目を覆うような大きな自然の

力の前に立たれた感想として、この所信におきま

して「大きな自然の力の前に人間の存在がいかに

小さく、云々と述べておられます。私は、自然

に対して謙虚に対峙しようとする大臣の姿勢には

大いに賛成の意を表するものであります。

さらに、「科学技術庁としても、できる限り技

術的、物的能力を駆使して、云々と述べておら

れますが、どのような内容を考へておられるのか

をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(田中真紀子君) ちよっと風邪をこじ

らせていて余り体調がすぐれないものですから、

長時間お答えができなかつたら申しわけございま

せん。冒頭に申し上げておきます。

一月二十九日、現地に視察に参りまして、そし

て、科技厅といたしまして最善の協力、努力を

するべきと思ひまして、関係の施設が持つており

ますあらゆる物資も提供させていただきました。

それから、あとは航空機ですとか船とかいろいろ

提供させていただきまして、宿泊施設に利用して

いただきましたり、物資の運搬に役立てていただ

きました。

それから、一番喜ばれましたのは、放医研が

持つておりますラセンCTという診断車がございます

まして、それでもって大体六十七名ぐらいの方を

診療してあげることができて、おかげを

なされた方には随分喜んでいただくことができ

ました。その現場にも私は行ってまいりまして、

日赤の方からも大変高く評価をしていただいてよ

かったというふうに思っております。

現場の問題はそれ以外にもいろいろございました

けれども、むしろ地震の予知とか、この間の衆議

院、参議院の予算委員会でも随分議論がございま

したけれども、そういう防災の面でも科技厅は今

後全力を挙げて研究していくべきではないかとい

うふうに思っております。

○志村哲良君 実は私は、昨晚、今日の質問に備

えまして、何かあらはないかと思ひましてこの所

信表明を読み返してみただけであります。まこ

とによくとまっております。

さはさりながら、ここに立ちましてあれも結

構、これも結構と申すだけではどうも質問になり

ませんので、幾つかの件に關して質問をいたしま

す。

次に、行政改革に關しましては、「特殊法人の

見直しなどを積極的に行い、未来に通じる科学技

術振興体制の活性化を図ってまいります。」とも

述べられました。が、可能な限りの範囲で結構でこ

ざいますから、具体的ににお聞かせを願いたいと思

います。

○国務大臣(田中真紀子君) 具体的には、新技術

事業団とJICSTの統合ということを目指し

て、今鋭意努力をさせていただいております。

幸い、皆様から大変御理解いただいております。

で、これを機会に六つありますすべての法人もむ

だ等の見直しをしたいということ、それから内庁

に關しまして、機能的に仕事ができるような体

制づくりということ、若い世代の方も大変熱心に

取り組んでおられるということを御報告申し上げ

たいと思ひます。

いずれにいたしましても、二十一世紀の科学技

術を振興するために、新しい視点で基盤整備をす

るということ、これを目的として皆さん頑張っており

ますことを御報告申し上げます。

○志村哲良君 次に、創造的・基礎的研究の充実

強化と科学技術振興基盤の整備に關しましては、「科学技術振興調整費等の基礎研究推進制度を拡充するとともに、」云々と述べられました。私は、これには全面的な賛意を表するものであります。

次に、国民生活に密着した科学技術の推進については、「兵庫南部地震に關しては、関係研究機関と共同で建築物の被害や地震断層等の調査を実施するなど、」と述べられました。

この中で私は、「地震断層等の調査」というのはちよつと賛成をいたしかねる言葉であります。この地震断層というのは地下に震源がありまして、地震活動が起つてきた、これが地表に達して地震断層と呼ばれる小さな断層等々をつくり出すということであらうと私は理解をしておりますが、この地震断層だけを追いかけ、だけではありますせんが、結果として起きた地震断層を幾ら追つても、私は本場の地震の予知なりなんんりの基本的な問題に触れることはできなかつた、と考えます。やはり地震対策に關しましては、例えば、そのもとでどのようにして活断層を起す応力が発生するのか、そのような問題に触れていくことが地震予知にとつてはかけがえもなく必要なものではなかつたかと思ふものであります。

でありますから、この「地震断層等の調査」というのはちよつとこの場合賛成しかねますが、いかがでしようか。

○政府委員(沖村憲樹君) 今、先生御指摘のとおりでございます。科学技術庁といたしましては、地震断層、これは活断層等は地震の原因となりますので調査は必要でございますけれども、それと同時に、この活断層がどうしてできるか、そういうことにつきましては、プレートとの現状でありますとか地質の現状でありますとか、そういう問題についての基本的な研究を進めながらやっていかなければいけないというふうに考えております。

それで、この点につきましては、大学あるいは科学技術庁の防災科学技術研究所、それから国土

地理院等におきまして先生のおっしゃるような意味での基礎研究も大いに進めさせていただいているところでございますので、今後ともこの点につきまして力を入れてまいりたいというふうに思っております。

○志村哲良君 またこの中で、「日本人の死亡原因の四分の一を占めるがんを撲滅するための研究」については、放射線医学総合研究所における重粒子線がん治療研究等を進めるほか、高度情報ネットワークを利用した重粒子線高度がん治療推進センターの整備に着手し、重粒子線がん治療法の早期確立・普及を図ります。と述べられました。これはまさに結構なこととして、多くの人が心が待ち望んでいることであると私は思料いたしますが、この点、大臣いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 放医研におきましては、具体的には現在二十一人の方の治療をさせていただいております。それで、昨年の六月より臨床試験を開始しております。さらに高度な診断機能を有する重粒子線がん治療施設、これは新しい病院でございますけれども、それを平成八年度に完成することを目指して現在建設中でございます。そのほか、遠隔治療の情報ネットワーク化をいたしますとか、あるいは外部の医療関係者等の養成及び治療法の高度化のための共同研究など、いろいろな機能を持つものを八年度を完成めどとして現在建設に着手をしているところでございます。

○志村哲良君 さらに、先端科学技術分野の研究開発の推進という項目におきましては、宇宙開発の件に關して「ようやく欧米の水準に迫る技術的能力を得た我が国は、」云々と述べられました。私は、これに關しましては若干の懸念があります。

思い起こしてみても、月面着陸を目指したアメリカの宇宙飛行士アームストロング船長とオルドリン飛行士が月の静かな海に着陸されたのが一九六九年、昭和四十四年でした。その年に我が国においては宇宙開発事業団が発足をいたしました

わけでありまして。その後、アメリカにおきましては六回の着陸が行われ、十二人の飛行士たちが月面におり立っておりますことは大臣が御承知のとおりであります。

そんなことに思いをいたしますと、先ほどの「欧米の水準に迫る技術的能力を得た我が国は、」云々とこの所信を素直に受けとめてよいんだらうかという疑念がわくこともあります。ちよつと申し上げづらい質問ですが、ざつとばらんにお伺いをいたします。いかがでございますか。

○政府委員(沖村憲樹君) 今、先生から御指摘のたゞきまされた点でございますが、我が国としましては、欧米に非常におくれて宇宙開発に着手したということがございます。その後、着実に自主技術の開発を進めまして、我が国で初めて二トン程度の静止衛星打ち上げ能力を有するH-IIロケットを自主技術で開発できたということがございまして、これによりまして、ロケットにつきましましては国際水準の基本的な技術といえます。か、そういうポテンシャルを得ることができたんじゃないかと、いう認識でございます。

また、有人の分野につきましましては、今先生御指摘になりましたとおり、アメリカやロシアでは大変な宇宙有人活動が行われておりまして、その面では全く画然たる差がある、大きな格差があるというふうにご覧になっております。ただ、我が国といたしましては、こういう両国と差があることもございまして、このたびの大震災が起きましたら、せうが、これまで開発をしましてまいりました宇宙開発の成果を踏まえまして、着実に効率的に我が国独自の立場からこれを進めていくということが必要ではないかというふうに認識をいたしておるところでございます。

○志村哲良君 再びこのたびの阪神・淡路大震災に戻ります。このたびの阪神・淡路大震災のすさまじさを目の当たりにいたしまして、私は改めて地震災害の恐ろしいことに思いをいたしたものであります。

「選択」という雑誌があります。この一九九五

年二月号の巻頭インタビューにおきまして、東海総合研究所社長の水谷研治さんという方がお答えになっておられることでありますが、同氏が東海銀行の調査部長をしていた一九八九年ころ、国土庁の推計をもとにしてシミュレーションした関東大震災と同じ規模の地震が東京を襲つたらどうなるかということに対する予測を実はこの中で述べられております。

いろいろな数値を挙げておられますが、それらはきよには関係ないことですから割愛をいたしますが、ともかく東京が破壊されることによつて、日本経済が一時的にせよ壊滅状態となるであろう。さらに、これが要因となつて世界的な恐慌を引き起こす可能性があると述べておられます。

世界的な恐慌に至る理由といたしましては、アメリカもその他の国々も日本からの借財が多分にあるわけ。首都が壊滅的な状況に陥つてきたというときには、日本がこれらの債務の返還を求めようになるだろうと思ひます。そうなりますと、世界の経済は恐慌を来してくるのではないかと、いう懸念も持つておられるわけでありまして。

こんなことを目にし、耳にいたしますと、私は、改めて地震の予知というのは人類の悲願であると思ふところがあります。

近年においては、しきりに東海大地震というのが予測されておりましたが、これの根拠は例のプレートテクトニクスという理論でありました。ところが、このたびの大震災が起きましたら、せうだつても党の部会で地震予知の専門家の先生方三名にお越しをいただいて御説明をいただいたんですが、そのような先生方でも口を開かれると活断層、活断層と、テレビを見ても活断層、書き物を見ても活断層、活断層がこれはもう日本じゅうに今あふれるように出てきてまして、このプレートテクトニクスなんというのは影を潜めてどこかにいつてしまひました。

もちろん、プレートテクトニクスというふうなものとは活断層を起す要因になるということであると私は理解をいたしますが、やはり何とないま

してもこのプレートなるものの、あれほど喧伝されたプレートなるものの正体をしっかりと把握することが地震の予知にとっては不可欠に大事ではないかなという思いを私はいたしておきます。

それに対しては、海洋科学技術センターに所属しております「しんかい六五〇〇」などが、この実態把握のために現時点では極めて有効な働きをしてくれるものではないかと私は考えておるものであります。

実は、プレートの把握をもうちょっとしっかりとしなくちゃいけないだろうと考えます理由は、大臣にも関係の深いことでありますが、一九八三年、日本海中部地震という大きな地震がありました。それを契機にして、実はそれまで樺太のあたりに引かれていた北米プレートというプレートがあったんですが、あの日本海大地震が起きたら、この北米プレートの境界線が一気に新潟のあたりまで引き下げられて引かれたんです。私は、それを見て何とあいまいだ、こんなあいまいなこと地震の予知などにこれが使われたら、どうも予知なるものも信ずるには値しないんじゃないかというふうに思いました。

ただ、それにしてもやはりプレートというものは、今の世界では恐らく多くの方がその存在を承認しておるのではないかと思いますし、もし仮にこれがプレートテクトニクスの理論のように地震の要因になるとしたら、我々はプレートの把握を一刻も早く明確にする必要があるのではないかと私は考えておるものであります。そのようなことを通じまして、地震の予知に我々はこれかあれもかというあらゆる努力を続けることが必要ではないかと考えておるわけであります。

先ほども申し上げましたが、幸い科学技術庁では以前から有人潜水調査船「しんかい六五〇〇」等によって深海の調査研究を進めておられるようでありまして、あの震度のすまじさを見ますと、この際改めてこの「しんかい六五〇〇」に地震予知に焦点を絞った調査研究などをしていただいたら非常にこれは有効ではないかという、実

これは素人判断ですが、思いがいたすわけであります。そのような点を大臣、ひとつ御検討をお願いしたいと思う次第であります。いかがでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 地質学に造詣が深くいらっしゃる志村先生ならではの御示唆だろうというふうに思いますし、「しんかい六五〇〇」の利用につきまして、また専門家と相談をぜひさせていただいて御報告を申し上げたいと思っております。

ただ、地震のプレートのこと等、先ほど来ずっとおっしゃってくださっていますけれども、日本には二千を超す活断層があるわけでございます。その活断層の上に日本列島が成り立っている中で、予知というものがこれだけあらゆる方々から叫ばれていますので、予知連の先生方との会合等を持たせていただきましたけれども、予知というものは、どこの地域にということはある程度わかるかもしれないけれども、いつどの規模で起こるかということについては特定はほぼできないということとを結論として承りました。

そうであっても、一応場所等がある程度わかっているであつたらば、事前に情報をやっばり生活者に還元する、そのための予知であるわけですから、ただ学者がその情報を抱持しているのではなくて一般に還元してほしいということを申し上げましたところ、そうなることや社会的なコストがかかる面があるとか、それから学者の方の権威というものもあるかあるかもしれない、それから地価が下落するようなこともあるかもしれないとか、いろいろなことをやっばり地震予知の先生方は心配なさっているらしいんですが、そういうふうなことではなくて、受ける方の我々国民がパニックを起こさずに冷静に対応できるようにシステムとか心構えというものをつくっていくべきではないかということを思います。

この間来の委員会でも再三この議論は繰り返されておりますけれども、予知については気象庁や

ら国土地理院や大学や科技庁やが総力を挙げて研究しておりますし、それを一元化していかなければならぬ。そのための議員立法を考えておられる先生もおられますし、そういう方向に行くことはいいことなんですが、結果的には予知よりも、現実的には私は、観測ももちろん大事なことですけれども、防災とか避難訓練とか、そういうことを冷静に対応できるようにシステムづくりをしていくことが一番現実的ではないかというふうに思っております。

それから、科技庁に直接は関係ございませんけれども、一政治家として思いますことは、都市の集中化を避けていく。冒頭に志村先生も首都圏にこのような地震が起こったかどうかというお尋ねがございましたけれども、やっばり一極集中ということも見直していかなければならない、長い目で都市の拡散ということも考えていかなければならないのではないかとこのように考えます。

○志村哲良君 大臣が最後におっしゃった一極集中を排除するといふこのテーマは、我々が絶えずこれに取り組みながら、しかも実現がされてきていないと、そこにペテランの井上先生なんかおられますが、このたびの大震災に直面して私も一極集中はやっばり排さなくちゃいけないと心底考えておる次第であります。

実はもう少したくさん時間をいただいておりますが、きょうは五時から本会議があるということでございますので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○鈴木栄治君 よろしくお願いたします。

大臣、大丈夫ですか、鼻は。調子よくないですね。ことしの風邪は厳しいんです。私も引きまして、三日、四日寝ないで治らないですよ。本当におもしろい大臣で、私も好きなんですけれどもね。大臣、私、時間も余りないのですから、簡単なものでございますから、どうぞ私でございまして、気軽に答えくださいませ。大臣、UFOを見たことありますか、ないです

か。私もないんですよ。ところが、UFOシリーズというテレビ番組があるんです。それこそ円盤が飛んできた、宇宙人が来た、宇宙人に誘拐されたとか宇宙人と交わって子供までできたとか、非常におもしろいんですね。一回ごらんになったら、多分大臣なんかはキャッキョ喜ぶんじゃないかと思うんですが、そのぐらい非常におもしろいんですよ。

じゃ、UFOと私が何なんだといいますと、私の番組を見て新たな興味の道を開かされたんですね。要するに、私それまで理科とか科学なんでもう勉強もできなくて大嫌いだっただけです。ところが、それを見て以来、私、天体に興味を持ち出しました。そうだな、やっばり地球だってこんな小さいのが一つ浮いているだけなんだ。天体にはあれだけ星もいっぱいあるんだから、どこかには宇宙人がいたっておかしくないだろうとか、いろんなことを自分で想像しながら、また今度はボイジャーが行ったとか火星だとか木星だとか、それから最近はいく六号だとか、そしてまた私はその中において、このエネルギーはどうなっているんだらうと。そういう意味で科学に興味を持ち出したのでございます。だから、私は中学生ぐらいにこのUFOシリーズをもっと見ていたら、ひよっとして私は科学の道を歩んだかもしれない。

大臣、ここだと思ふんですよ。最近、若者の科学技術離れが著しい。その中に大きな要因としておもしろみが感じられない、楽しさが伝わってこない、明るさがないうんなんです。ですから、やっばり私何か、どんな切り口でもいいと思うんです。興味を持たせろということが特に若者にとっては大事じゃないかと思うのでございまして、この若者の科学技術離れについてどのようにお考えか、またはこうやったらいいんじゃないかという秘策があったらぜひお聞かせ願いたい。

○国務大臣(田中眞紀子君) テレビでUFOとおっしゃったので、私はカップうどんとか何かの宣伝か焼きそばかと思つたんですけれども、確かに

そういうふうなモチベーションがあつて子供はいろんなことに関心を持っていくんだなということをお話します。

結論から申しますと、私もこのことはずっと、科学だけではもちろんありませんけれども、科学技術離れということは言われて久しいわけですし、自分の子供たちを見ていても、好きなことを一生懸命熱中してできるような教育体制になら、与謝野文部大臣に何度かお話ししていただけたら、受け入れていただけたらいいものではないかと、この問題も含めて、科学技術離れの対策も含めまして、あとは塾の問題、これはちょっと話がずれますが、公教育の空洞化をどうするかという問題とか、そういう問題について、人づくりですから、五つほど公開質問状をお出ししたましたら、皆さん時間がかかって返事が来たんですが、中身は空っぽでけしからぬと思つています。

要するに、これは科学技術庁だけでできることではなくて、文部省が特にカリキュラムの見直しを含めてどうやって人の興味を引き出していくかというふうな本質的な問題を考へて構築していただかないと解決しないと思つています。

そして、私はいつもこの問題を申し上げるときに言つていますが、入り口論と出口論がありまして、小学校の低学年ぐらいのときに、今、鈴木先生がおっしゃったように、何だろうと不思議に思うとかすばらしいと感動するとか疑問に思うとか、そういう素朴な思いが小さいときにあるじゃないですか、ビビッドな思いが。そういうものをずっと引き出していつてくれるような、子供の気持ちを大事にするような科学教育といひますか理科教育といひるか、そういうものがあるべきなのに、まずこれを覚えなさい、生物はこうです、地質学はこうです、天体はこうですというふうな話でもつてばつと入つていつて暗記ばかりさせられてしまふので、人間の意欲が疲弊してしまふんですからね。

ですから、そういう実験もそうですし観察もそ

うですし、すべての面で子供の関心、驚きとか喜びとか不思議に思う気持ちを大事にするようなカリキュラムづくりを、これは文部省なんかもう全然当てにしないで政治家がやつていかなきゃならないというふうに思ひます。

それから出口のところでは、つい先日都内の、これは東京大学でございませうけれども、役所から家へ帰る途中に医学部とそれからもう一つのところを二カ所ちょっと寄らせていただきまして、実験室に突然行つて拝見させていただきまして、大変危険でして、消防庁が見たらあんなもの許すわけないと思ふように薬品なんかだあつと廊下なんか置いてあつて、これが国立大学かと。こういう状況の職場環境といひますか研究室の中で本当に意欲ある人たちが育つのかと。汚さと暗さと危険と、猫に注意なんというのを書いてあつて、猫が勝手に出入りするところに薬品が置いてあつて、こういう実験の中に入らる方たちが、私たちは東大生だと思つて誇りを持っていられるとすればそれは大間違いでして、何も豊かじゃないですね。それは物質だけじゃなくてやつぱり人間の意欲も疲弊してしまふんじゃないかなというふうな環境でして。

ですから、そういうところにも予算も投じるべきです。私学をもう少し見せていただかないと国立とは違ふのかもしれないけれども、そういう面でもやつぱり環境を整備されないとなかなか科学的なものに対して評価はされないし意欲も持てない。それから、社会に出てからも待遇がよくないとならない。

この間もIHIの社長さんが科技庁に來られておっしゃつていましたけれども、社会の待遇で役所だけを見てごらんないかと。科技庁だけじゃないですか、理系の人が局長になるのは、運輸省では理系の局長のポストは一個しかない。何で大蔵省や文部省やほかはないんですか。役人だけなればいいというもののじゃもちろんないけれども、社会での待遇が、ああ技術屋さんといひて評価され

ない。それであれば、やつぱり人間の気持ちは疲弊してしまふんだから、もつともつとそういう理科的なものに対して社会が評価をしてあげないと、理科は幾ら予算をつけても、幾ら口でもつてお題目を唱えてもだめなんだということをおつしやつておられました。

要するに、複合的なフアクターがあるので一省庁だけでは何もできないということをおつしやつておりますので、ぜひ先生からいろいろな機会をもらえてこのような御発言をいただくことも大変大きなヘルプになるというふうに思つております。

○鈴木栄治君 本当に、今、大臣がおつしやつたことの中で、私も非常にそうだなと思ふところが多うございませう。特に、初め言つたように、まず興味を持たせるといふのに初めから難しいことを言つてもやつぱり興味を持たないですね。

英語教育がいい例ですよ。私も中学校三年間、高校三年間勉強したんです。大臣は英語べらべらでしようけれども、私なんかもう。うちの学校は初め文法から入るんですよ。文法から入るからくそおもしろくないんですよ。あれを初め、例えば向こうの番組の映像を見せてくれて、わつとしゃべつて、これはこうだよああだよとか、初めて行つたときにこんな失敗があつたよと、そういうおもしろみを持たせてくれたら、私なんか英語に對してより一層興味を持ったし、会話なんかもうまくいったんじゃないかと思ふんです。ですから、まず興味を持たせることが大事。

それと、やつぱりいろいろな制度があるし、いろいろな枠の中において科学技術だけはこうしろああしろと、大変難しいとおつしやつていますが、まことにそれとおつしやつています。ただ、その中で私ちよつと思ふのでございませうが、今、映像の時代でございませう。ですから私は、おもしろい科学といひますか、そういうものを科学技術庁がつくるというよりも、どちらかというと協力するといふような形で、そういうビデオテープみたいなものも、難しい言葉はだめなんです、もう小学生ぐらいにも、私は五段階でオール三でし

たから、オール三にもわかるような言葉を使わなきゃだめなんです。

それで映像を使つて、大臣、全国にビデオショップというのは大体六千から七千店あるんです。お母さん方ももちろん、一番感受性の強い子たち、中高生たちがそのビデオショップへよく行くんです。ですから、そういうところで安く貸し出してやるのか、あとは書店に置いて、そういうビデオをかたくじゃなくておもしろく、例えばタレントさんを使つてもいいじゃないですか、そういうような形で、おもしろおかしく興味を持たせること。

日本は無資源国家でございませう。これはやつぱり技術で立つしかありません。でも、技術といふのはきょうあしたできるわけじゃないです。ですから、まずそういうところから興味を持たせて発掘する。その中からより一層興味を持てていることをぐつと引つ張つてあげる。そういう多方面の形から考へていつたらおもしろいんじゃないかと、私はそう思ひます。

田中長官はそういう意味ではユニークな方ですから、本当ですよ。この間もテレビ局へ行つて、今の全国会議員の中でだれに出てもらいたいかといひたら田中長官だと言ふんです。すばらしいですよ。でも、それだけのスターになつたんですから、私はぜひ大いに科学技術をひとつ広めていただきたい。私も応援団の一人でございませう。

さて大臣、この間、向井さんがスペースシャトルに乗りました。日本人で初めての女性飛行士、大変脚光を浴びてやつたのでございませうが、私自身も思つたんです、ああ向井さんよかつたな、ところで宇宙実験といふのは何やつたかなと。非常に考へなやわらないんです。

それで、これはおれだけかな、おれが勉強不足なのかと思つて、きのう私ちよつと知り合ひのところへ電話してこのことを聞いたんです。十代の女の子です。なあ、この間、向井さん行つただらう、宇宙実験やつたらどう、何やつたかわかつていひかと言つたんです。これは十代の普通の

子だと思ふんです。よくわからないと言ふんです。今度は二十代の女性、何の実験やったと思ふかと云つたら、たしかメダカを泳がせたわよと。メダカを泳がせたといふたつて、メダカが宇宙遊泳やるわけじゃないんですから。要するに、メダカといふことがここ出てきたんです。三十代の女性になると、これはメダカの飼育をやつたんじゃないかと言ふんです。六十代になると、十六ぐらいの女性ですが、どんな実験をやつたか知つてゐるかと言つたら、田中眞紀子さんと交信したわよと言ふんです。

といふことは、専門家の人はその意義とかかうだとかよくわかつてゐるけれども、でも、特に科学技術といふのは専門家がわかつてゐるだけじゃないかと思ふんです。やっぱりみんなが興味を持って、それと同時に科学技術を応援しようといふ気持ちになつてもらわなきゃ困る。そして、その意義と成果は正確になるだけより多く国民に知らせなきゃいけないんじゃないかと思ふのでございますが、じゃ、改めまして、今回の向井さんの宇宙実験の意義並びに成果をお知らせ願ひたい、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 具体的な成果はことしの夏までに公表されるということになっております。

今おつしやつた生物実験などのほかには、あの方はドクターでいらつしやいますから、御本人と対談しましたときには非常に興味を持つてゐるとおつしやつてゐたことは骨粗鬆症ですか、の研究でございませうとか、そういうメデイカルのことも幾つかございませう、それから、私が一番興味がありましたのはやっぱり材料研究でございまして、チタンアルミ合金ですか、今も原子力の容器の問題、今回も高レベル廃棄物が返つてきますけれども、ああいうもののコンテナの問題にしてもそうですし、原子炉にしてもそうですけれども、それは科技庁関係だけでもそれだけあります、そのほかにもいろいろと材料といふものの改良といふものが非常に望まれてゐるわけですから、材質

といひますか。ですから、そういうものの研究もなされたといふふうに聞いております。

ですから、非常にいろいろな私どもの生活の便利に供すること、それから、先ほど来言つていらつしやるような一般の人の、子供たちなんか主婦も含めた素朴な生物とか医学に対する興味、それから非常に高度な科学的な問いに答えるような実験等もなされてゐるというふうに聞いております。

○鈴木栄治君 ひとつその成果はなるだけより多くのの人に、こういうことをやつて、例えば成果が出なかつたときでもそれはしょうがないです、やつたから必ず成果が出るということもないんですから。だから、そういうことをなるだけ多くの人たちにいろいろな情報を提供してあげていただきたいと私は心からそう思ひます。

次に、もう一つだけ御質問させていただきます。

エネルギー、特に電力エネルギー、ことしも何か暑いんじゃないかというわけがありますけれども、夏になるとクーラーをばんばん使つて、それはどうしてもエネルギーが、電力エネルギーはもう何だかんだとよく言われます。特に電力においては、原子力発電に頼るのが現在三〇%強です。二〇一〇年には四〇%を超える、このように言われておるのでございますが、現在の原子力発電の建設並びにその辺の事情を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎俊雄君) 先生御指摘のとおり、現在、我が国の総発電電力量の三〇%を超えるに至りました原子力発電は、今後二十一世紀を目指して着実にやはりエネルギー増加に対応した原子力発電所の建設といふのは不可欠だろうと、こう思つております。

具体的な数字でございませうけれども、設備容量といひまして、二〇〇〇年には総発電電力量の三三%、それから二〇一〇年には御指摘のございまして四〇%、四二%という数字でございまして、原子力発電所の建設に当たりましては、発電

所の地元の方々のもちろん十分な御理解をいただくことが大事でございませうけれども、広く国民の皆さん方のやはり信頼感といふんでしうか、あるいは御理解といふんでしうか、そういうものが不可欠だろうと思つておりますので、この点についてのさらなる努力が必要だと、このように認識しております。

○国務大臣(田中眞紀子君) さらに追加してちよつと申し上げたいと思ひますけれども、原子力のことを今お尋ねになられましたけれども、基本的なエネルギーの問題についてちよつとお答え申し上げさせていただきたいと思ひます。

日本は本當に資源が少ない国、先ほど鈴木先生がおつしやつたとおりでございませう。そしてまた、エネルギーの将来の需要が、ライフスタイルといふのはなかなか変えられませんが、どんなふうなふうな見込みが世界じゅうであるわけでございます。

そういう中であつて、化石エネルギーといふものもどんどん使つていけば枯渇していくことはもうはつきりわかつておりますし、それから新エネルギー、ITERとか、それからどの先生も御関心がおありになることですが、太陽エネルギーとか、あるいはごみ発電ですか、廃熱利用とか、それから燃料電池とか、いろいろな新しい新エネルギー、クリーンエネルギーの開発といふものも進めてもおりますし、また、進めねばならない面もたくさんあるわけでございます。

その真ん中の中であつて、原子力といふものの利用も、現在日本は三割やつておりますけれども、上手にバランスをとりながらしていかなければいけないわけですね。それに付随して、決して完全ではなくて、いろいろな心配等も人間社会にやつぱりあるわけでございます。ですから、そういうことについてはやはり御理解を得ながら完全な安全利用といふことを徹底しながらやつていかなければならない。それは私どもの英知、化石エネルギーと新エネルギー、それから現在使つてゐる原子力エネルギーのバランスをよくして豊か

な生活を維持できるようにしていくということが基本的な目的であらうというふうに思つております。

○鈴木栄治君 そうですね。もうやつぱり人間の欲求といふのは本當に、初めはうちから始まつて、それから扇風機になつて、それからクーラーになつてどんどんどんどん限らないですからね。

これは私の友人なんですけれども、彼はよく原発反対と言つてゐるんですが、彼のうちに行くと夏はばんばんクーラーはきかしてゐるし、もう冬はばんばんヒーターはきかしてゐる。だから、おれが言つてやつたことあるんです。あなた、これだけ使つたから、おれらもうしょうがないんだよ。やめろやめろじゃなくて、いかに安全にするかと、そういう肝心なところはいかにどうしようかと建設的に考へていったらどうなんだと、私話したことあるんですが、彼もわかつたやうなわからないやうなところもありました。

私は、こういう代替エネルギーを進める、これはもちろん大事なことでございませう。それと同時に、やっぱり国民の原子力発電に対する理解、特に、今回の地震でも原子力発電大丈夫だったんですよ。それでしよう。間違ひないね。大丈夫だったんです。これは大変なことなんです。

だから、つくるというよりは、それだけいろいろなプレットを見たり、安全性とか、こういうふうな一生懸命を配つてやつてゐる。やつぱりそういうことも、私、いろんな形を通じて、黙つてゐるんじゃないかとおつしやつてくださったことも結構だと思ふんです。要するに、いろんな議論において、どうしてもこれは必要なんだと。もちろん、代替エネルギーは追求するけれども、今の段階においてはいかに安全か、いかにこうするかといふことをみんなで考へていこう、建設的に考へよう、そういうお考えをどんどんおつしやつていただきたいと、私、そのように思ひます。

少し早目でございますが、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○久保田眞苗君 きようは三月十日でございませう。

て、実は東京大空襲五十年になります。私、オールドタイマーなものですから非常によく覚えてい
るんですけども、江東区だけで十万人の方が亡
くなられたということでございます。御冥福を
お祈りしたいと思います。

また今回、想像を絶する阪神・淡路の地震でござ
います。大変な被害でもうびっくりしております
したんですけども、これ全国のストックに占め
る割合で見ますと〇・八%ということだそうで
ございます。しかし、太平洋戦争でのストックの被
害というのは二五%でございまして、これは、日
本では地上戦は沖繩だけでございまして、主
として空襲による被害が二五%に及んでおるわ
けでございます。そのほか経済活動がほとんどス
トップしたという事態を考えますと、私は、やは
り五十一年のこの日に当たりまして、あらゆる戦
争を回避する努力というものをぜひ新たにしたい
と思う次第でございます。

さて、今回の地震のすぐ後で田中長官が原発の
視察をなさいました。私、大変適切なことをな
されたと思いますし、また皆さん心強く感じられ
たと思うんです。

それで、この際は、災害につきまして、長官
というよりはむしろ国務大臣として大臣にお願
いしたいことがあるんです。それは、私、社会党
の中での危機管理チームというものに参加して
いて、それで各省からヒアリングをいたしまし
た。その結果で見ますと、各省の大臣に五時四
十六分の地震の通報がありましたのは六時六分過
ぎです。ところがそこで止まったんですね。総理
は七時過ぎにテレビで、官房長官も同じく、そ
ういうことがあったわけでございます。つまり、
縦系列の中では比較的情報はよく動いた。しか
し、それを集中的に処理すべき内閣としての体
をなしていなかったということだろうと思うん
です。

私、こういう図を拝見しております。これは、
緊急対策本部と非常災害対策本部の関係という図
でございまして、ごらんになつていただろうと思

いますけれども、内閣に設置されたものでござ
います。このうち、非常災害対策本部というのは一
月十七日の閣議決定で災害対策基本法二十四条で
置かれていたものなんです。本部長は小里大臣。
そして、緊急対策本部というのが閣議決定で一月
十九日に設置されていまして、これの本部長は総
理大臣、副本部長は小里、五十嵐両大臣、そして
全大臣が本部長になっておられるわけです。こ
ちらの方は法律によらないところの閣議決定だけ
の設置でございます。

それで、私が申し上げたいのは、この緊急対策
本部を、閣議決定でございましてからこれで結構だ
と思うんですけども、地域を特定しないで、そ
して臨時的に設けないで絶えず常設しておくとい
うことを御提案したいのでございます。なぜなら
ば、今回非常に時間がかかったということがあ
るんですが、ヒアリングの結果で申し上げますと、
七時半に事務レベルで非常災害対策本部を設置す
る手続の相談を開始した。それから、十時にな
って閣議を開いてその設置を閣議決定したというこ
となんです。そして、その後十一時になって事務
レベルの会議が持たれて、非常災害対策本部で何
をやるかという打ち合わせがあった。そして、非
常災害対策本部が初めて会合を持ったのが十一時
半なんです。

これが仮に、こうした内閣の総理を本部長とす
る体制が常設されていけば、七時半に既に集まれ
たはずだと思うんです。それで、災害、特に人命
救助の出動というものがたとえ一時間でも二時間
でも早かったらどんなによかったらと思うん
です。ただ、これは従来そうだったものではな
い。もちろん災害対策基本法というのはどれもこ
れも時間がかかるようになっていまして、です
から、これは改正されると思います。しかし、そ
の間にも関東に大震災があるかもしれない、ほかに
大きな洪水や何かがあるかもしれない。そういう
ことを考えますと、ともかくインフォマーシャルであ
れ何であれ、総理を本部長とし、官邸に全閣僚の
そういうものを常設していくということが最もポ

イントだと思ふんです。

つい先日ですが、閣議決定で、官邸に事務レベ
ルであれを置かれましたね、内政室と情報調査
室、ここに一定の災害関係の任務を新たにお入れ
になった。これは確かに必要なことなんです。情
報を収集する上では有効でしょう。しかし、行動
を起こす上ではこれではとてもできない。私は、
やっぱり内閣が連帯して国会に責任を負うという
ことが一義的な任務であるならば、これを常設し
ておくということが閣議決定であらうが法律であ
らうがぜひとも必要なことだと思うんです。で
すから、ぜひそういう御意見をおっしゃっていただ
いて安心させていただきますと思うわけです。

もう一度申し上げますが、地域を特定しないで、そ
して常設にしておく、このことです。さもないけ
れば、事務レベルに御自分の首を預けるといこと
になるわけでして、これでは私はとても信頼は得
られない、そう思う次第です。

それから次に、地震予知の問題で既に志村先生
から御質問が出ましたので簡単に結構なんです
が、地震予知体制の一元化ということが問題に
なっています。実際、いろんなところで地震予知
という名前の活動が行われているんですが、一般
国民のサイドからしますと、どういふことをやっ
ていてということがはつきりしません。そして、
いざというときには役に立っていないんじゃないか
という印象もまたぬぐい切れないものなんです
ね。もちろん、無責任な予知ということとはとも
論外でございますけれども、しかし、国民にわか
りやすい言葉で、どんなふうにもみんなの判断で注
意していきましようというふうな語りかけはあ
ってもよろしいんじゃないかと思うんです。

それで、地震予知体制の一元化ということにつ
いての大臣のお考えと、それからその進みぐあい
についてお願いしたい、こう思うわけでございま
す。
○国務大臣(田中真紀子君) いろいろと大所高所
からの御指摘、御指導をいただきまして本当にあ
りがとうございます。

予知体制の一元化につきましては、私も本当に
考えを同じくするところでございまして、早速そ
のようなことを私どもの事務当局にすぐに指導を
いたしました。そして、具体的な状況で申します
と、二月二十二日、二十四日及び一番最近は三月
八日でございますけれども、推進本部の幹事会と
いうのを開いていただきまして、関係省庁間で具
体化に向けて討議をしていただいております。

それで、観測データなども全国的規模で気象庁
に集中をして常時監視体制を構築するんだとい
ふようなこと、その他いろいろと検討していただ
いておりますけれども、これは今実情で一番アッ
プ・トゥ・デートな三月八日までの情報を差し上
げたのでございまして、これを聞いていますと、
私がその後の感想を申し上げるとすれば、またこ
れが縦割り行政っぽいんじゃないかという感じが
いたします。

予知連の先生方にお目にかかりましたときに一
番私が驚いたことは、気象庁、国土地理院、科技
庁、大学等に行っている先生方が、同じ先生が同
じメンバーが縦割りでいろんな役所に行つて予知
についてやっていた。このむだといひますか情け
なさいというか、それが実際に何も還元されてき
ていない。予知を我々に知らせなかったらだれのた
めにやっているのか、遊びじゃないわけではな
い。いや、私たちが下手に予知をしちやうと問
題が起ることもあると先ほど申し上げましたけ
れども、社会的なコストがかかるんじゃないかと
か、自分たちの権威性とかいろいろなおつ
しやるわけです。一生懸命やっておられるのはわ
かるんですけども、役に立たないことを縦割り
でもってやっていても話にならない。それを一元
化してくれと言つても、三回やってももらった結果
を聞きましても、私は決してこれをよしとはして
おりません。ですから、もう一度このような会に
私自身も出席しまして実態を見て、先生がおつ
しやるような状態により近づけたらというふう
に思います。
それから、先ほどおっしゃつてくださった、地

域を特定せずに常設して常にアラートな状態であればということは大変いい御指摘なんですが、現実問題として、しょっちゅうそんなにビビッドに、常設してしまうと逆に機能しなくなるんじゃないかという感じがしないでもないの、これはちょっと、地域を特定せずということとはもう確実でございますが、もう少し御指導いただけたらありがたいと思いますので、申しわけございません。

○久保田真苗君 確かに本部というものがたくさんできまして、全然開かれない本部がたくさんあつて、それをときどき整理していることは事実なんです。ですから、そうした本部もたくさんあつて、常設されている本部は幾らもあるんです。その中には常設の必要がないものがいっぱいあります。

ですから、災害に関してはそうではない。常設されなければ駆け出しのところが間に合わないわけです。そのためのロスが非常に大きいわけですから、私は、これに限っては常設をし、そして地域を特定するというようなことが災害対策基本法の趣旨ですけれども、しかし、地域を特定できるほど予知が確実に発達するのなら別でございます。だけれども、そうではないのならそれなりの体制をとっておかなければ内閣として責任が持てないのではないかと、そういうことを申し上げております。

ですからこれについては、本部が形骸化したものが多過ぎる、多過ぎるという一般論ではなく、ぜひ常設しておいてすぐにでも集まれる、ということは、各閣僚にも情報が入ったら総理に通報する義務が出るわけですから、こういう方法で内閣は自分を自衛しなきゃいけないと思うんです。人任せで誰も伝えてくれなかったなどというお話は聞きたくもないわけでございますから、ぜひ御検討の上、しかるべく御発言をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(田中眞紀子君) 次の閣議で必ず発言をさせていただきます。お約束いたします。

○久保田真苗君 次に、新エネルギーの問題です。

先ほどあちらからお出しになりましたけれども、新エネルギーにつきまして大臣も大変御熱心と伺っておるわけでございます。私も、先日閣議決定された新エネルギー大綱を歓迎するものでございます。しかし、内容を見ますと、かなり歩みが遅いという感じを受けるわけでございます。というのは、九二年、ですから今も大体そんなものだと思いますが、エネルギーの中に占める比率が一・二%です。そして二〇一〇年になつてまだわずかに三%という状況なんでございます。そういう歩みでもって、石油その他のいろいろなエネルギー資源がだんだん先細りになっていく、そのタイミングと合うのかどうか、それをよく考えていただきたいと思うわけでございます。

それで、大臣にお伺いしたいのは、この新エネルギーについて科学技術庁としてはどんなことがおやりになれるのか、またやりたいとお思ひになつていらつしやるかを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 振興調整費は今回三十億円も増額していただきましたので、まず科技庁が当庁としてできることはこれを有効活用していくことでございまして、太陽電池の低コスト化や熱エネルギーの利用の効率化につながる新材料に関する基礎的な研究、そういうものに使わせていただきますと思っております。

私も就任いたしましたときに、原子力やらロケットの話もいいたすけれども、新エネルギーの開発というものは、これは急務じゃないですかというところは冒頭に幹部の方にも申し上げてございます。

そのときにいろいろな御意見が出ましたけれども、今回も振興調整費がついて今申し上げたようなことができるんだけれども、現実にもうこれは需要と供給の関係だから、例えばソーラー利用なんかについてどうかということも私には申し上げたんですが、結局これはエネ庁がやることであるとか、どこかでいつも縦割り行政にぶつ

かりまして、そういうことを私は通産大臣にもお話したこともございます。

この間の夏も、あの水不足のときに海水の淡水化等について、これももう本当に具体化しなきゃいけないし、こういうことについて予算を使うことは国民のすぐ合意を得られることでもあるし、新エネルギーもそうではないですかというお話をいたしました。ええ実はそうで、昔からこれこれという経緯があつて、コストがかかつて、実際にやってみなければ、こうだあだつて、それはもうわかつたわと、あなたは昔ばなしをしていて龍太郎かもしれないけれども、私は将来のことを言いたいんだというお話をしました。役所に行つてその話をしますとまた似たような話が返つてきて、これはあちからでございます。これは文部省でございます。これはあちからでございます。これをちよつと突破するにも、風邪のせいもありますが、私も相当疲れてまいりましたので、ぜひもう先生方からも応援をしていただいて、役所も政治家のこともけり上げていただきたいと思ひますが、なお、具体的にもっと科技庁ができることがありますれば、事務局からお返事申し上げますと思ひます。何かあるのでしょうか。

○政府委員(落合俊雄君) ただいま御指摘の新エネルギーでございますが、大臣の答弁に尽きていくわけですが、若干補足をさせていただきますと、新エネルギーの研究開発につきましては、エネルギー研究開発基本計画という計画がつくられておりまして、それに基づきまして太陽エネルギーですとか燃料電池等の研究開発が行われております。

それから科学技術庁に限って申し上げますと、先ほど振興調整費の活用での太陽電池の低コスト化ですとか熱エネルギー利用の効率化につながる新材料に関する基礎研究というお話を大臣から申し上げましたが、それ以外にも波力エネルギーの研究でございますとか、太陽光エネルギーの利用というような初期段階の研究開発などの先駆的、基盤的なエネルギーの研究開発を実施いたして

るところでございます。

なお、もう一つ付け加えて申し上げますと、現在の情勢の変化に対応するために、現行のエネルギー研究開発基本計画の改定作業を実施いたしてるところでございます。

○久保田真苗君 もちろん、私も大変熱心にやっております。参議院には産業・資源エネルギー調査会というものがございまして、

つい先週、千葉の方へソーラエネレーションとソーラー発電の見学に行きました。私自身は、ソーラエネレーション、ソーラー発電、そしてもう一つはごみ発電、それはもう資源が今手元にあつてございまして、そこが非常に有望でしかるわけでございますから、それが非常に利用していくというところが切り口だろうと思つてゐるものでございます。

ソーラー発電につきましては、確かにクリーンで無限の資源だと、しかもこつぱつた新エネルギーは従来の地域独占型の発電と違ひまして現場型、分散型でございますから、産業システムの上面でも相当のインパクトがある、そのように産業のライフスタイルを変えていくという一つの発想を運ぶものだろうと思つてゐるわけです。

見学の結果は、ソーラーについては既に技術的には実用段階に入つてゐる。ただ、これを量産ができないからコストが高いのだと。通産省が補助していらつしやるのは、一台が六百万円、二百七十万円の補助をしていらつしやる。ただし、七百万戸どまりなんでございます。でも、それはこつぱつたことなので大変歓迎しておりますし、またモニター事業というものがございまして、もう予想以上に全都道府県から応募があつてというところまでできていると思つてゐます。

それで、私が国務大臣としての長官にひとつお願いしたいことは、今回、神戸の阪神・淡路の復興委員会というものがございまして、これから復興のために政府も大いに協力していくということだそうでございます。小里さんの言われるには三年間で十万户を建てかえるんだと、こういうときに

差し加かつてあるわけでございます。私は何らかのコストを下げるような機会というものはそう得られるものではないので、この十万户を建てかえる中に、特にソーラー発電、それから工場に關してはソーラーエネルギー、こういったものをできるだけ織り込んでいくような、そういう新しい御計画をお願いできないものかと思うわけです。

あるいは、やってみたら無理があるかもしれない。しかし、私は、兵庫は先進県だと思っております。旧に復するというのは余りにも芸がなさ過ぎる。やはり新エネルギー都市といったようなことで全国をリードする、そういう先進県にぜひ生まれ変わってほしい。目安としてはコストが大体六百万が三百万になるところが一つの分岐点ですね。そうすると政府の補助金も減って、そして件数が多くなる、こういうことになると思うんです。その切り口のところ神戸が活躍してくれないか。国民としても、そういう形で還元されるのであれば、本当に御協力のしがいがあると思うものだと思うわけです。大臣はどうお思いになりますでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 本日に、毎日毎日、復興は復興の問題、エネルギーはエネルギーで私も別々に考えておりましたけれども、大変鋭く現実的なお話をいただきました。

確かに、兵庫県が新しい新エネルギー都市として生まれ変わるといふような発想というのが何で頭に浮かばなかったのかと、私もだんだん神経が疲れてきている証拠だと思つて今伺つておりました。そういう提案は大変具体性がありますし、御示唆に富んでいますし、経済効果もあるわけですし、需要と供給の問題がネックであるというこのソーラー利用については大変大きな突破口になるというふうに思っていますので、これも提案をさせていただきます。

次々どうぞ、そういういいアイデアを、お力を加していただければと思います。ありがとうございます。○久保田眞苗君 やつてみたらいろいろな問題は

出てくると思ひますけれども、乗り越えられるものは乗り越えるという御姿勢でお願いできれば幸いです。

次に、ブルトニウムの高レベル廃棄物についての今後の問題なんでもございますけれども、科技庁からは大変懇切に何度も御説明をいただいております。ところで、今イギリス船籍の船でコジエマからの高レベル廃棄物、これはガラスの固化体になって二十八本なんです、一隻の船に積んで航行中でございます。

私が将来計画について伺つたところでは、今後十数年間にさらに三千数百本の固化体を運ぶと。それから、ブルトニウムそのものについては先般一トン余りのものを運んだわけでございますけれども、さらに三十トン運ぶ必要がある。そうすると、十数年間というタイムから申しますと、本

当にこれは百数十回あるいは二百回近いのかもしれない。そういう状態なんでもございます。その政治的な難しさは別として、私は経費も大変なものだろうと思うわけでございます。そして、これが着いたらそのまんまいいわけではなくて、地下数百メートルに当面数十年間これを保存して、また最終処分だ、こういうことになるわけでございます。もう気の遠くなるようなお話だと思つてございまして、後世への負担を残してはいけないう趣旨からいへば、こんなに大変な負担を残すのかなという感じを持つわけでございまして。

きょうは時間ありませんので、少なくともこのフリッジといいますが、この核燃料リサイクル、その施設の周りにあるこういう輸送とか処理とか、こういったものに一体どれだけ、だれがお金を払うのかということを教えていただきたいと思うのでございます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 先生のお立場、お考え、御懸念はよく理解ができますが、日本は核燃料サイクルというものを原子力政策の中心として据えておりますし、その理由は先ほど鈴木栄治

先生にお答え申し上げたようなことでござい

ます。コストのことにつきましては、もう何度か多分うちの役所から御説明に上がっているのだと思いますが、先生がなかなか得心がいかないにしろ、かと思ひますが、もう一度だけ事務当局からお答えをさせていただきます。

○政府委員(岡崎俊雄君) 御説明を申し上げます。

まず、今回のガラス固化体の輸送に当たりまして使用しております船は、先生も御承知のとおり、日本からイギリスあるいはフランスに使用済み燃料を運搬する船を使つております。今回は、この輸送容器一基、その中には御指摘のとおり二十八体のガラス固化体が収納されておるわけでございまして、それ以外にもいわゆる使用済み燃料の輸送容器、空の容器を八基積んでおるわけでございまして。

したがしまして、今回の輸送経費がどれくらいかかるかということ特定するのは非常に難しいということをおまづ御理解いただきたいと思います。ただし、他方、先生も御指摘のとおり、こういった廃棄物の輸送であるとかあるいは将来の最終処分が、全体としてコストはどれくらいかかるか、あるいはそれが発電原価に對してどの程度影響を及ぼすものかということに対しては、もちろん安全確保の問題とかいろいろな点等を含めまして、この経済的な問題も十分我々考えていかないとけない問題だと認識をしております。

ただし、全体の原子力発電コストの試算は、今おおよそ一キロワットアワー当たり約九円程度と言われておりますけれども、原子力発電の特徴をいたしまして、いわゆる廃棄物の処分全体を含めた燃料サイクルのコストというのは約二割程度、全体のコストの中の燃料コストの割合が非常に低いという特徴を有しているわけでございます。

さらに、この廃棄物の返還の輸送そのものは、もちろんこれから十数年にわたります。今回が第一回でございますので確たることを申し上げる段

階ではございせんけれども、使用済み燃料の輸送等の経験から踏まえて、このガラス固化体の輸送そのものはおおよそ全体のコストの二割に満たない程度、このような割合。決してそれが少ないというのを申し上げておるわけじや必ずしもないわけではございますが、全体のコストの中に占める割合、そういうことでございまして。

さらに加えて、最終処分問題についても、まさに今後官民挙げて真剣にこの問題に取り組もうとしている段階でございます。残念ながら、まだ正確にこの最終的なコストを算定する段階には至っておりませんけれども、この最終的な処分問題も決してこの発電コストに大きな影響を与えないものではないと、あるいはそうでなければならぬ、こういう認識のもとに今後必要な施策を進めてまいりたい、このように思つておるところでございます。

○久保田眞苗君 結局、金額のことをいふも余り言つていただけないんですよ。これは私的契約の面もあるでしょう。国費がつかまされる面もあるでしょう。だけれども、非常に大きい金額だというのが巷間の話でございます。

そして、私的契約であっても、これは公共料金でございますから、そんなことはおおよそのことをつかんでいなければ、大臣としても、また私も国会としまして、私は本当にこれは無責任な話だと思つております。

本当にこれがこれから今後百数十回も運航して、しかも護衛つきでやつて、それでそれが一％と言ふんなら、一体そのものになるお金は幾らなのか、一度私はぜひそういうものを。計画かもしれないけれども、試算をなさらずにやつては決まっています。最終処分の場所だつて決まっていますとおっしゃるけれども、こんなものの先が決まっていかなんてことじやとてまだだめです。やめていただくだかということになり

す。ですから私は、一遍その辺の見取り図をはつきりと書いて、それに対する経費も書いて、私ども

に大臣のお口から説明していただきたいと思うんです。今、それをお願いできるいいチャンスだと思っているんです。

先に進みます。

ところで、大臣のプルトニウム発電についてのお考え方をさつき述べられたんですね。私は、今は燃料としてあるいは安全性の問題についてやりません。それは問題なんだけれども、むしろ政治上の問題について大臣のお考えを伺いたいんです。

それは、プルトニウム発電をやっております。日本は。そして今後、例えば途上国の大手、それから先進国、そういうようなところが核燃料リサイクルに進むべきプルトニウムの再処理をやりたいと、またやっていると、やっていると、そこもございませぬ、そういう状態に対して、大臣としては、そういったアジアの国々がプルトニウム発電に進んでいくことに、もし査察さえ受ければ御賛成なのか、あるいは軽水炉といったような形でやってほしいと思つていらつしやるのか、どちらに思つていらつしやるのか。プルトニウムを発電するのはIAEAのNPITも容認していることですから、ですから、もし日本並みになつてもそれは歓迎すべきことなのか、そこら辺のお考えを、私、今後非常に大事になつて来ます。聞かせていただければと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 北朝鮮に対する軽水炉支援の問題などいろいろございませぬけれども、基本的には、日本は原子力開発の長期利用計画というものをすべてが記述されているとおりでございまして、今先生がおつしやつたような、ほかの国がプルトニウム利用等、それから日本に対する援助のようなことを言われてきた場合には、やはりその国の技術的・経済的状況というものを十二分に考へて、そして判断し、関係国とも調整しながら進めていかなければならないのではないかと、いろいろ思ひます。

○久保田眞苗君 私ども、北朝鮮の問題について言えば、日本はアメリカの外交の傘の下にいます

思うんです。アメリカはプルトニウムの商業利用を全然やっておりますから、軍用だけですから、アメリカはそういう意味ではクリーンハンドなんです。ですから、北朝鮮もアメリカがやってくれた。それに乗つていつていつてというのが実情だと思ひます。

だけれども、今後こういう問題が出てきたとき、北朝鮮についてもこれはただでは済まない、うんと高くつきませぬ。そして、今後こういう問題が出てきたときに、やつぱりこのスタイルでいくのかどうかというところは、NPITの延長問題が来月からニューヨークで始まるわけでございますから、今考え方を詰めておく必要が非常にあると思ひます。そうでないとただ流されるだけです。

それで、NPITにつきましてはもう時間がありませんから、私の考えだけを言わせていただくのかもしれませんが、現在、無期限、無条件での延長ということで賛成国をふやす努力が行われております。ただ、私は過半数を得ることができてはなかつたと思ひます。過半数の中にはLDCなども含まれるわけでして、そういう国はそういうことには余り関心がない、どちらの票に投じてもいいと、そういう場合が多いんです。問題は途上国の大手、先進国、そういうところが、このやり方でもつて今入つているところまでが脱退しないかと、そこところが私は非常に大事だと思つております。

したが、いまして、私は、村山総理がこの案に賛意を示され、しかし、核保有国の恒久化を是認するものではないという注釈をつけておられるんですけれども、もし恒久化を是認するのでないならば、無期限延長というようなことは決して得策だと私は思ひません。

私は、日本の立場はやつぱり核兵器非保有国の立場を今まで堅持しているわけでございますから、その意味からいって、それはもう今回、クリントン大統領などが一生懸命軍用のプルトニウム備蓄を二百トン一方的に削減するんだとか、急に

ここにきて国防長官のお話も出ていますね。S T A R T IIIをどんなにやるんだとか、あるいは米ロだけでない他の保有国についてもこれを拡大するんだとか、いろんなアナウンスが出ています。それは来月のそれに向けて何がしかでも努力しているところを見せようというそのことがある。しかし、途上国が望んでいるのは、それも結構だけれども、核心は包括的核実験禁止条約というものを引きかえにとりたいわけですね。それはもう過去に何度か何回もそれが出ていっているけれども、なかなかそこに行き着かれない。行き着かれないとすれば、私は、たとえ長期でも有期の条約締結ということをもとにするというのを考えなければならぬ、私自身はそう思つておる次第でございます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 十二分に拳々服膺させていただきます。

○稲村稔夫君 今、久保田委員からかなり高い立場に立つていろいろと科学技術行政についての考え方、考へるべき姿勢というふうなものについて質疑があつたわけでありまして、私は、一転しまして少し技術的なことを中心にさせていただきますというふうな思つております。

それで、長官のお考えを今後いろいろと生かしていつていただくために、今の技術面からのいろいろなアプローチの仕方とか考え方、現実がどういうふうになつていっているかという問題など、これはやはり長官のお考えを進めていく上で、きちつとサポートしたりあるいは長官のお考え方を体した形でうまく物が進んでいくというふうな、そういう仕組みになつていなければいけないだろうというふうな思ひますので、特に私は、まず技術的なそういう側面からいろいろと伺つて、長官からは最後のところを総括的にまとめてお考えを伺う、こういうことになつてほしいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

そこで、今度の阪神・淡路大震災というのが本当に大変な事態でありまして、それこそ犠牲になられた方々には御冥福を申し上げるとともに、二度とこういうことを繰り返さないようにするにはどうしたらいいかというのが大きな課題になつていっていると思ひます。

そこで、これは前置きの話になるんですが、すけれども、実は、平成四年の八月二十一日に中央防災会議で南関東地域直下の地震対策に関する大綱というものが出ております。この地震に対する大綱、中をずっと見てまいりますと、今度の神戸でそれぞれこういうことがみえなある程度考慮されていたら、対応されていたら、大分様子が違つたところが出てきたんじゃないかと、いろいろに思われる側面が随分あるわけでありまして。

それだけに、先ほど久保田委員の質問の中にもいろいろとありましたけれども、こうやって中央防災会議というちゃんとした立派なところがきちつと提供している、これを南関東に限つちやつていながら、南関東以外には知らないことになつていんだとすると、やつぱりこれは地震大国といひました。うか災害国であります我が国にとつては、非常に悲しい現実だといふふうに思ひます。

科学技術庁としても、その辺のところはしっかりと踏まえながら、それこそ災害には常に対処できる心構えと最低の体制だけはつくつておかなきゃいかぬ、こういうことでまずお願いをしていきたいというふうに思ひます。

しかも、阪神・淡路地震がいろいろと提起をしております教訓の中に、特に私は、きょうは原子力発電の耐震設計の問題について大変心配になりますので、お伺ひをしたいと思います。

先ほど鈴木委員から原発については大丈夫だつたというお話がありましたが、これは地震が起つたところにはなかつたわけでありまして、だから、原発の耐震設計は今のでいいんだということにはならないと思ひます。そこで、今度の地震は原発の耐震設計に一体どういう教訓を与えているかということなのでありまして、これは後ほど工業技術院からお見えをいただいて、また地質問題、活断層問題等についていろいろ伺ひたい

いというふうに出ております、それとの関連がみんなあるのでありますから。

とにかく震災が起こったときに大変なことになるというのは、必ずしも原子力施設とかそういうものばかりではない。ほかの施設のところでも随分そういうことがあって、これは通告をしてありますでしたが、見つかったかどうかわかりませんが、六甲アイランド線、新交通システムですね、あれをつくるときに住民から訴訟が起りました、そのときに地盤問題が相当な論争になりました。そして、あそこ地盤は砂れき層でもって、地質学者の中にはあそこへ高架の鉄道をつくるなんてばかしたことだ、大変なことになるんじゃないかという感覚で問題を提起されたりしておりますが、これはいろんな教訓を含んでいると思うんです。そのときに指摘されたことがそのとおり起こっていることも随分あるわけでありまして、これはお調べになって確認ができましたか。

○政府委員(笹谷勇君) 先生から御指摘がございまして、資料等集めておおよそのことは勉強させていただきます。

六甲アイランドにそういう新しい鉄道を引くということで、住民の方がいろんな過去の事例を引きまして心配だという状況がその資料ではつぶさにわかりました。裁判等の詳しい資料は入手できませんでしたが、先生御指摘されておりますような状況については私も把握したと考えております。

○稲村稔夫君 把握をされたら、その把握された中で、それは多くの教訓を含んでいるわけですから、今後のいろいろなことに生かしていかなきゃならないということなんですけれども、そういう姿勢は当然お持ちになっていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(笹谷勇君) 今回の地震発生二日後に、原子力安全委員会に耐震安全検討会を設置して、今回発生しました地震に対しまして、これまでの指針についての検討、また新たな知見が得られた場合にはそれに対応する見直し等を検討する

ために、今現在、事実関係の把握とかあるいは分析に努力しているところでございます。現地調査あるいは関係機関の情報の詳細な分析、また関係省庁の委員会への参加等を通じてこれら努力を行っているわけでございますが、先生御指摘のございました教訓、そういうものを十分踏まえましてこの検討会で検討させていただきたい、かように考えております。

○稲村稔夫君 そうすると、まだ今検討中ということなんです。一生懸命調査結果を見ながらいろいろなデータを入手しながら今検討をいろいろと加えているということだと思っております。

そこで、少し細かいことを伺います。

原子炉等の原子力施設の設計にかかわるもので審査指針、この審査指針の中でのいろいろな細かい取り決め、指定がされているわけですが、まず第一は基準地震動S₁、これはいわゆる設計用最強地震動というふうに言われています。このところを私が幾らずつと見てみましても、活断層のA級についてはいろいろと書いてあるんですが、活断層のB、C級については書いていないんですけれども、これはB、C級は無視していいということなんですか。

○政府委員(笹谷勇君) 指針では、先生御指摘のように基準地震動S₁、設計用最強地震動でございますが、これについてはA級についての記述のみでございます。

この考え方でございますが、活断層は一定周期ごとにエネルギーを放出すると、これは地震学上の知見でございまして、私がこういうところで言うのもなんですけれども、その活動度の高い、いわゆる地震の分類で言うAでございまして、この活断層については近い将来数地に影響を与えるおそれがあるということで、S₁なる設計用最強地震動にはこのAクラスについて考えているわけでございます。活動度が高ければ高いほど近い将来数地に影響を与えるおそれがある、こういう観点からS₁にはAを考えているということでございます。

○稲村稔夫君 だけれども局長、さっき僕は、教訓は生かしていくんですかと聞いたでしよう。今度起こった阪神・淡路地震は活断層の分類でいけば、活動度でいけばそれはB級でしよう、初めのうちは。後でこれもちよつと通産省に伺いたいと思っておりますけれども、後でA級も中に加わってきているようでありませうけれども、ずっとB級なわけですね。そして確率度は一ですね。B級という野島断層のところでは今度の震災というのは起こっているわけでしょう。そうしたら、S₁のところではB、C級に触れないでいいという理由にはならないんじゃないんですか。

○政府委員(笹谷勇君) 先ほどの繰り返して恐縮でございますが、活動度が低くなれば周期はより長くなるわけでございます。そういうことを考慮いたしまして、S₂の方では活動度の低い、すなわち繰り返しが長いというものを考えているわけでございます。

現実的に、野島断層は、先生おっしゃいましたように、Aに近いようなBでございまして、そのような活断層が明確に立地地点あるいは立地周辺にありますが、場合にはそれを当然評価いたしましたので、その評価したもので設計をすることになるわけでございますので、B、C級、すなわち周期の長いものについては全く考えていないというわけではございません。

○稲村稔夫君 S₂も何うつもりでいたんです。S₂は、A級活断層の場合は一万年以前以降に動いたことがなければ除外するんですね。それから、B、C級は五万年以前以降動いたものがなければ除外するんですね。しかし、A級は比較的歴史等のあるものから、既に起こった北伊豆地震なんかでは丹那断層とかで調査をしたり、いろんなデータなども証拠があつてわかりやすいんですけれども、B、C級というのは基準が、いつ起こつてどうなつたかというのを決めかねているものが非常に多いんじゃないですか。それが地質学の現状でしよう。出発点がいづだかわからない、決められないというものが、何でいつ起こるという想定

五万年以前以降に動いたことがなかったら大丈夫だと、そういう想定ができるんですか。こういう問題も一緒に出てくるんです。

○政府委員(笹谷勇君) 日本の活断層でA、B、Cという活動度を分けておりますのは、航空写真で地形の変位等を観察いたしまして、それでA、B、Cに分けているわけでございます。

原子力施設の耐震設計を行う場合には、この活動度を算出するに当たりまして、もちろんそういう日本の活断層に表示されております活動度というものは十分勘案いたしますが、私どもの立地調査の段階で別途ボーリング調査、露頭調査、その他もろもろの現地調査を行ひまして、活断層につきまして、そういうボーリング調査でいつ起きたかというのを年代的に確認いたしまして、また経験式からエネルギーと繰り返し期間というものがあつた程度得られておりますので、そういうものから繰り返し期間等を確認しているわけでござい

○稲村稔夫君 もう時間が足りなくて申しわけないんですが、第一は、航空写真で言うけれども、航空写真ですべてがわかるわけじゃないですよ、これは。むしろ航空写真では取つかりにならないところをいろいろと見つけるといふ点では大変便利な手段だけれども、しかし、それで確実にみんな見つかるということじゃない。

それから、トレンチ調査のことを言われたけれども、今度トレンチ調査をやつたて、そのトレンチ調査というのは深さを一体どこまで見ていくことができるのかとか、そしてそこはたまたま活断層のあれにひつかつていけばいいですけれども、ひつかかるとは限らぬですよ。いろんな要素があつたら、例えばボーリングにかえようという。ボーリングにかえるといふたつて、ボーリングがうまいことを読むのに都合のいいところへすつと入つてくれればそれはいいですよ。だけれども、それは無原則に掘つていたらこれはとてもたまたまじゃないですよ。そういう現状をちゃんと

踏まえたなら、そして、その辺の耐震設計というもののについてはいろいろと見直さなきゃならない部分がある、そういうことからまずやっていかなきゃならない問題があるんじゃないかということを僕は言っているんです。

それからもう一つは、縦震動、鉛直震動です。これも指針の中でいけば、原子力施設の中のAクラスのもののについてはこれは垂直震動の半分と、大体それがめどになっています。しかし、今度の神戸で起こっているのは、水平震動に対して垂直震動が上回っているという実態も起こっているということもあります。半分という計算がこれで成り立つんですかということがある。

それからもう一つは、今までは大体関東大震災を中心にして物を考えたわけでしょう、最大の地震として。そうしたら、これが例えば平均加速度をやったとすると、大体水平のやつは四百ガルくらいに見てきたのが今までの例でしょう。でも、今度の阪神では既に八百三十三ガルというよう大きなものが出てくるでしょう。そうすると、その半分としたらもう四百を超えるわけですよ。そういうふうなことを考えていたら、今度見直しをしなきゃならないような要因というのが物すごくいっぱい出てくるんじゃないですか。その辺をどうするんですかということ伺いたい。

○政府委員(笹谷勇君) 先生御指摘がございました点、時間等がございまして説明が十分できないわけでございますが、現在の指針の考え方、これは定めた時点での地震学的な知見、そういうものを工学的な観点から考慮いたしましてそれで決めたわけでございます。

そういうことでございまして、今回検討会で検討するに当たりましては、現在決めた指針がベースとなっておりますという地震学的な知見あるいは工学的な考慮をしてでき上がったと、そういうものについても当然その検討の対象と考えているわけでございます。それが第一点でございます。また、今回生じた神戸の地震につきまし

て、現在事実関係の把握、またその分析に努めているわけでございますが、先生御指摘のあったようなデータも我々承知しております。そういうものについても十分検討させていただきたい、こう考えております。

○稲村稔夫君 念押しをして恐縮です。

さらに、例えばS₂の場合、今度のはさき言った最強ではない限界ですね。まさに最強よりも今度限界としての地震、設計用限界地震、こう呼んでいるS₂の場合、これでも今の審査指針では直下地震を想定するときにマグニチュード六・五とすることになっているでしょう。今度神戸で起こったのは七・二ですね。そうすると、こういう基本的なことをかなり見直さなきゃならないんじゃないですか。そういうことを含めて見直し、検討をいろいろとされているということですか。

○政府委員(笹谷勇君) 結論から申しますと、今起こった事象についてはすべて検討の対象にしておきます。

若干六・五という考え方を御説明いたしますと、S₂あるいはS₃を設定するに当たりまして、現地調査、いろんな過去の地震の歴史等を調べて、それで万全だというふうな考えでいるわけですが、人間のやることですのでやはりミスが起こるかもしれないということで、それでも何か見落としがあるかもしれないということで、六・五という考え方も近くで想定して考えたというのが指針の考え方でございます。その六・五というペー

Sは活断層が十キロありますとマグニチュード六・五に相当いたします。我々のその時点での調査技術とかあるいは経験からしますと、十キロの活断層を見逃すことはその時点の検討ではまずなからうと、したがって六・五で見落とし分をカバーできるのではなからうか、こういう考え方で六・五を設定しているわけでございます。

○稲村稔夫君 時間がなくなりましたから、ここで最後に長官のお考えを伺って、あと工業技術院もきよう来ていただきましたので、それから今度はこの地震の教訓をどういうふうな踏まえてい

くか、そして現在のレベルではどこまでがわかるんだらうというふうなことをいろいろと参考にお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしく願ひいたします。

それで、長官、今やりとりを聞いていただいた中で、やっぱり反省すべきものはきつと反省をして、そしてその上に立って、技術というのは常に未知なものがつきまといっているわけですから、つきまといっている未知なものがあろうという前提の上でいろいろな対策を立てなきゃならないということだというふうに思っています。

過去の知見の積み上げがすべて正しいんだという前提だけですべてを考えていったときには大変厳しい結果を将来起こすことがあり得る、こんなふうに思っていますので、その辺のところは今後総合的に考えて、原子炉等の安全設計等についていろいろな検討のし直しが必要であるけれども、それには余り形而上学的だとかあるいは過去の事実だとかというものととらわれないで、本当に正直なものをぶつけ合って間違いない指針ができていくように、大臣からもかなりきつくきちんと対応していただかないといけないんじゃないかという気がいたします。

その辺、御所見を伺いたい。

○国務大臣(田中眞紀子君) まず、事実関係の把握及び分析という段階でございましてけれども、やはり地震が起こった後とそれ以前とは、原子力施設の安全性に対しては、それ以外にももちろんそうでございまして、原子力施設、特に最重要と私も思っておりますが、そういうことの安全性、それから見直し指針の問題すべてについてあらゆる方たちがやっぱり認識が違ったと思います。

ですから、お題目ではなくて、あらゆる立体的な現実にも即した角度から自分のこととして確認をしていくということはもう絶対に遂行すべきでございまして、そうでないと私もこの政策は堅持していけないと思いますので、責任を持って検討するようにしていきたいというふうに思います。

○稲村稔夫君 ありがとうございます。

それでは、工業技術院の加藤さんに伺いたいと思います。

きよう来ていただきましたのは、あなたが小出さん、山崎さんと共々で出しておられる「地震と活断層の本」、これ私もずっと詳しく読ませていただきました。私は素人ですからわからないところも随分ありますけれども。そして、初版本というものと比べさせていただいたんですが、内容的には技術的な側面は初版本と全部同じであります。ただ、今度の阪神・淡路震災に遭われたことを、「あとがき」の中でいろいろと今後の問題点などにも概略的に触れておられましたので、そこでもいろいろと教えていただきたいたいというものがあつてきようは来ていただきました。

時間がもう実はなくなつてしまいましたので、詳しいことはちよつとお聞きできなくて申しわけありませんが、まず第一は、非常に初歩的なことになるのでありますけれども、このごろ「日本の活断層」という本が随分売れまして、「日本の活断層」を見ればみんな何でもわかるような変な感覚が出てきています。あそこA、B、Cの活断層の階級分類というのをされております。

そこで、A、B、Cのクラス分けというのは、地震の大きさと連動している要因が含まれているんだらうかどうだらうか。主として私は、もちろん長さであるとかそれから再来期間の問題であるとかというものと蓄積されるエネルギーとの相関関係がありますから、その辺ではあると思いますけれども、この分類をされるときにはそういう相関関係を含んだ形で決定しておられるのだから、その辺のところはどういうふうな形になるんでしょう。

○説明員(加藤一君) 活断層のA、B、Cの区分は、長期間にわたります平均的な変位速度の大きさによつて分類しておるわけでありまして、その活断層から予想される地震の大きさと直接の関係はございません。

○稲村稔夫君 ありがとうございます。

ついてこれ「日本の活断層」の初版本のときはB級だけでございました。だけど、新編で再版されましたときからかなり活断層の分布が多くプロットされるようになりました。そしてその中で野島活断層についてはA、Bと、AからBというのが加わっているんですけども、これはどうしてこういうあれになったのか。それと、そういうAからBという少しわかりづらい評価がこの中へ入ってきているのをどういうふうに考えたいのか。その辺はどういうふうに理解したらいいでしょう。

○説明員(加藤碩一君) 野島斷層は全体としまして有馬・高槻・六甲活斷層系と呼ばれるものの一部でございまして、有馬・高槻・六甲斷層群自体は全体としてBクラスと従来言われております。このA、Bは、先生御存じかと思いますが、千年間に一メートル程度以上動く場合にAクラス、それ以下を一応Bクラスということにしております。あくまで人為的な基準であるわけですが、野島斷層の場合には、従来の研究ですと横ずれだけをとりますと千年間に〇・九メートルから一メートルということになります。ところが、横ずれのほかに若干ではありますが縦ずれ成分も持つておりまして、それらを合わせて総変位量ということでは平均変位速度を見直しますと一メートルを上回りますのでAクラスと。したがって、現在Bの上位からAという微妙なところに位置するというふうにみなしております。

○稲村稔夫君　それでその次に、今度「科学朝日」の「地農科学最前線」という緊急増刊号が出たのでおとりまして、これを見て、私もショックを受けておりまして、わからなかったところがあり繰り返したところがあったりと、この中で東京大学の池田助教授の「神戸の直下で伏在断層が動いた」という表題の記事がごさいます。要するに、我々がわかっていない断層がいろいろあるというような意味にとれるんですけれども、まず第一は、伏在断層の存在というのは考えられるのかどうか。それから、我々がわかっていない断層というのはやっぱり

りあるんだろ、かというところで、これはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○説明員(加藤碩一君) 前半の部分で先生の御質問の御趣旨は、神戸の平野側に伏在する活断層があるのではないかという御質問かと思いますが、地質調査所の現在までの調査によりますと、伏在断層がある可能性は非常に少ない。と申しますのは、余震が既存の六甲断層系に沿つてのみ線状に集中しております。もし伏在断層があるとすれば、平野部でも余震の線状分布というのが見られるわけですが、それが見られないということが根拠の一つでございます。

それから、それ以外の平野部の地下の伏在活断層の可能性についてでございますが、一番新しい沖積地層が非常に厚く分布しているということ、それから、平野部は大概都市域にございまして地表が人工的に改変されておりまして、活断層を確かめるための微小な変位地形とか断層の露頭というものを地表調査によつて得ることは非常に難しいので、活断層研究会のこのデータ集にいたしましても、平野部については一般論としまして伏在の活断層がある可能性はございます。

○稻村稔夫君　次に、我が国の活断層というのは、実際どの程度確認をされているんだろうかということなのであります。活断層研究会の発行した「日本の活断層」、これを見ると、まさに切られの、与三みたいな形で満身創痍というような感じがするんですが、それでもこれですべてなんだろうかということになるんですけれども、まずその辺はいかがでしょうか。

○説明員(加藤碩一君) この活断層研究会のメンバーには当所の研究者も参加しておりまして、全国的なレベルでここ十年以上にわたりまして網羅的に調査をしております。したがって、先ほども言いましたように、平野部の沖積層下の伏在活断層を除きましてはほぼリストアップされているとみなして差し支えないかと思えます。もちろん、Cクラスで長さが数キロメートルというよううな断層は今後見つかる可能性はございますけれども

も、ほとんどそれは地震という面で考えますと問題にならないようなわけなので、ほとんどリストアップされているとみなして構わないと思います。

○稻村稔夫君　そこで、あなた方がお書きになられた本の中で、先ほども科技庁の方の答弁の中にもありましたけれども、航空写真で大体押さえられてということが書かれております。そして、これの本の中で指摘しておられるのは、航空写真で読まれるのはあくまでもらしきものを確認するのであって、実際にそうかどうかというのは、これはそれぞれ地上から実際にいろんな調査をした上でないと確認できないということなんだと思うんです。そういうことを御指摘になっている。そうすると、今の「日本の活断層」にあるやつは、これは全部そうされているわけですか、確認をされているわけですか。

○説明員(加藤碩一君) そのおのおのについて学術的な論文が出されているというわけではございませんが、そのほとんどが現地調査によって確認をされております。

○稻村稔夫君　そうすると、同時にあなたの本で御指摘になっているものの中で、例えば山間地なんかの場合、これは侵食だとか堆積のスPEED、それから平均変位速度、それとが同じあるいは侵食の方が速いというようなことがありますと、これはなかなか見えるものじゃない、発見できるものじゃないというようなことも御指摘になっているようにも思いますが、今ほとんど掌握されていると言いますが、その辺の關係はどういうふうになりますか。

○説明員(加藤碩一君) 先生御指摘のように、侵食速度が断層の活動を上回っておりますと、その中で微少な変位地形は錯覚されてしまいますから地表では見られないことになりますが、逆に侵食が激しいと露頭としてあらわれてくるという面もございまして、活断層の露頭そのものが見つかると、あるいは例えば跡津川のように工事をやっているときにそっくりそのまま断層などが見つかるとい

ように、かえって人工的な改変によっても見つかるということで、また別の地質学的な手法でその存在を検知していくということが可能かと思ひます。

○稲村稔夫君　それからもう一つは、先ほどあなたもちよつと触られました市街地分についてと申すこと、特に市街地はそうなんでしょうが、建いうこと、物等もあるからなおさらということでしょうが、非常に厚い沖積面を持っていますともう地上から全然見えません。それから、ボーリングをしましても、かなりの深さにならないということもあつたりする。そういうようなところは何か調べる方法というのはあるんですか。

○説明員(加藤碩一君) 一つには、地球物理学的な手法を用いまして地下の状況を検知する技術がかなり発達してまいりましたので、浅層反射による弾性波の探査ですとか、より精密な重力探査によりまして地下の断層を検知するということが技術的には可能となりつつあります。

○稲村稔夫君 もう時間が来ましたので、本当はもう少しいろいろと伺いたいことがございましたが、今のレベルでわかる範囲はどの程度かというおよそのことを私も私なりの掌握の仕方をさせていたいただくことができました。加藤さん、どうも大変ありがとうございます。

以上で私の質問を終わるんですけれども、問題は、こうした地震についての研究というのは、先ほどもずっと話題が出ておりましたが、我が国は地震大国でありますだけに今後とも非常に重大な課題だと思ひます。常に緊張感を持って今後の対策を進めていただきたいということを要望いたしまして、終わりたいと思ひます。

○委員長(高桑栄松君) 午前の質疑はこの程度にとどめまして、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(高桑栄松君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、科学技術振興対策樹立に関する調査のうち、科学技術振興のための基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

○浜四津敏子君 平成会の浜四津でございます。

それではお伺いいたします。

大臣は所信で、若者の科学技術離れ対策等に一層力を入れると述べられました。その対策として、科技厅としては科学館等の活性化や科学技術の殿堂等を考えておられるようですが、この程度のことでは科学技術離れ防止対策としてはまだまだ不十分であると思われまします。また、この問題の根本には、製造業等での研究者の処遇が他の職種に比べて悪いということが要因に挙げられます。こうしたことを考えずに対策等に一層力を入れるといつても、根本的な解決策とはならず、的を射ていないものになってしまうと思われましますが、いかがでしょうか。

この問題に対処するためには、直接的には、長官が関係大臣と連携をとられて、例えば日経連等に研究者等の処遇改善を要望するなどをされてはいかがでしようか。また、科学技術庁等の国の研究機関の職員の数及び待遇の改善からまずなすつてはいかがでしようか。それが波及効果としていずれ全体の処遇のレベルが上がってくるのではないかとこのように考えますが、大臣、いかがお考えでしようか。

○国務大臣(田中真紀子君) 科学技術離れの問題は大変に根が深く、そんなに一朝にして解決できる問題だとは私も思っておりません。殊に今、浜四津先生がおっしゃいましたように、製造業等あらゆる面に技術者がおられて、残念ながらやはり日本の社会では全体的に待遇が十二分になされていないという側面はあると思ひますので、確かに今おっしゃったように、関係の大臣にも事あるごとに、特に通産大臣とはこういうふうなお話を私もよくしておりまして、一省庁だけで、科技厅

だけでもってできる問題ではないということは十二分に認識をいたしております。

それで、先ほどの鈴木先生のお尋ねにもございましたけれども、入り口論、出口論を申し上げましたけれども、それは一般の教育機関の中での問題でございます。社会全体で処遇を改善するためにはどうすればいいかということとは、あらゆるジャンルの方の御意見を求めながら高めていく方向づけをするしかないと思っております。

それから、視点を交えて行革でございますけれども、行革をしながらやはり科技厅関連の方々の質を高めていく、待遇を高めていくという努力もしていきたいというふうに考えております。

○浜四津敏子君 今回の行政改革においては、科学技術庁としては、現在、日本科学技術情報センターと新技術事業団の統合が検討されているというふうに伺っております。見直しを検討されているのはこれだけでしょうか、科学技術庁にお伺いいたします。

○国務大臣(田中真紀子君) 細かいことは事務方がお答え申し上げますが、とりあえずこの二カ所の統合を検討いたしておりますが、午前中のお尋ねでも御返事させていただきましたけれども、本庁はもろろんのこと、やっぱり基盤整備をして効率化を進めていくという意味では、あらゆる面で総合的な見直しというものを図っております。具体的なことは事務方からお返事申し上げます。

○政府委員(石井敏弘君) このたびの特殊法人見直しにつきましては、大臣の指示に基づきまして科学技術関係の六法人すべてにつきまして事業の合理化案をまとめるということをやつてきた次第でございます。これと同時に、すべての法人についての統廃合問題についても真剣に検討いたし、新技術事業団と日本科学技術情報センターを統合すると、このようにいたしましたところでございます。その他、今申しましたように、各法人につきま

しては具体的事業の中身を総洗いいたしました。より合理化していくべきもの、あるいは今後の科学技術政策の方向をにらんで事業の統廃合を行うもの、こういったものを総洗いいたしました。二月二十四日の閣議決定の特殊法人の整理合理化案にまとめられたような方向をとりまとめたところでございます。

○浜四津敏子君 それでは、少し前まで行革の対象として挙げておりました日本原子力研究所と動力炉・核燃料開発事業団の統合は、今回なぜ対象外とされたのでしょうか。

この原研と動燃、いずれもその根拠となる法律がありまします。日本原子力研究所法第一条には「設立の目的」、一部分だけですが、「原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的」とすると、それから動燃法の方でございまして、これも同じく第一条「設立の目的」、「原子力の開発及び利用の促進に寄与する」と。違っている点は、原研は研究が主たる目的と、法律上はそういうことになっているようですが、片や動燃は「もんじゅ」等のプロジェクトを行うために設立されたものでございまして。しかし、動燃でもガラス固化体の研究等原子力に関するさまざまな研究が行われている状況でございます。

こうした状況のもとで、もはや動燃と原研とを別々の組織体にしておくことは余り意味がないのではないかとこのようにも思われますが、したがって、これらを統合した方がよいのではないかとこのように思いますが、大臣、いかがお考えでしようか。

○国務大臣(田中真紀子君) 原研と動燃は、両方の事業の目的とか性格が異なっております。アクセルとブレーキと申しますか、推進とそれから規制というふうに分離の観点からつくられておりますので、その違った目的のものを統合するということとは難しいというふうに考えましてこのたびはいたしませんでした。

今回の統廃合の行革では、そのようなことをしたらどうかというふうな御意見が幾人かの方々からお寄せいただきました。私も検討はさせていただきます。ただいま申しましたけれども、実態からいまして、このたびのJICSTと新技術の方がより統合が速やかにいくと、機能の効率化を進めることができるというふうな判断をいたしました。

○浜四津敏子君 それでは次に、核査察の問題についてお伺いいたします。

現行の日本の原子力施設等の保障措置に関しましては、協定によりまして、日本政府の査察官の査察が不十分とみなされる場合にのみIAEAの査察官が補助的に査察を行うことになっております。しかし、実際にはIAEAの査察官はほとんどの場合、日本の査察官の査察については不十分であるということで、補助的ではなく全面的に査察を行っている状況にある、こう言われております。これでは日本政府として余り保障措置に力を入れていないと言われてもやむを得ないのではないかとこのように考えます。

日本政府の保障措置に関する基本姿勢をもう一度考え直していただいて、この査察官の量や質の向上、そして保障措置にかける予算の増額等を行いまして、日本政府の保障措置体制の充実強化を図っていくべきであると思ひます。

現在、科学技術庁、そして通産省の職員が査察を行う、これが原則になっておりますが、この現在のシステムでは人数の制限も厳しく、また職員の方々、通常二、三年ごとに交代されます。本来、査察には専門的な知識、能力が必要でありますけれども、その能力開発も中途半端に終わったり、あるいはせっかく能力開発が行われてもかわつてしまふとまた一からやらなくてはならない、こういうことになりまして効率的にも大変悪いし、また業務の継続性にも支障が出るというふうに指摘されるところであります。また、職員の方にもある意味では気の毒という面もあります。ぜひこの改善を図っていただきたい、この関係の予算増額、そしてまた日本政府の保障措置体制の充実強化、これをぜひ前向きに図っていただきたいというふうに思ひます。

そしてまた、このことは六ヶ所村に建設されております大規模再処理施設等の原子力施設を考えると、おさらのことでありまして、こういうところにもたくさんの人材が必要でございまして、国際社会における日本の非核兵器保有国としての信頼を維持するためにも必要不可欠なことだというふうな考えですが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(田中眞紀子君) 日本の査察官の質というものが劣っているというふうには認識はいたしております。

そして、ちなみに定員は現在二十二名、関連予算は約七億円ということでございすけれども、必要最小限は確保されているかと思いますが、今先生の御指摘もございすし、見直しといひますか、そういう実態をもう一度よく確認するといひ作業はするべきかと思ひます。

予算確保については、なかなかいろいろ限られた中で厳しいかと思ひますが、常に念頭に置きたいと思ひます。

○浜四津敏子君 それでは次に、大臣は所信で、「生活者の立場を一層重視した科学技術の振興を図るため、生活者や地域社会のニーズに密接に関連した研究開発と、研究成果を生産者や地域社会へ適用するための技術開発を進めます。」と、こう述べておられます。

科学技術庁といひますと、一般的には原子力あるいは宇宙開発等のイメージがありまして、ややもすると一般の方々の生活に余りなじみがなさそうに感じられるところでありまして、今回のこの大臣の所信は生活者を重視する、こういう方向での考え方でありまして、大変望ましいものと受けとめております。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、生活者等のニーズに密接に関連した研究開発というのは具体的に何を指しておられるのか。また、研究成果を生産者等へ適用するための技術開発とは具体的に何を指していらっしゃるのかをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 科学技術の発展というものは大変高度な先端技術という面もございす。反面、私どものごく身近な生活に役立つものというふうな視点も忘れてはならないというのが私の発想の基本にございす。

例えば、医療機器なんかございす。特に福祉関係なんかでは、私は議員になる前からずっと思っておりまして、私にできる限り、科学とまで言わないまでも、改良をしていくとか、この医療関係につきましては厚生省に随分私も意見を伺わせていただいた機会もございす。そういうときにはやっぱりいろいろな規制があったりいたしまして、機械とか科学製品とかそういうものが簡単に使えるものばかりではなくて、かなり規制が厳しいんだなということがよくわかりました。それが規制緩和の面でもた内閣でも努力していただかなければいけないんですが、そういうふうな身近な福祉、医療に関する品物をもっと使い勝手をよくするとか新しいものに改良していくというふうなこと。

それからもう一つ、私は新潟県出身でございまして、豪雪で障害者の方ややお年寄りや、過疎化の進んでいるところで除雪に大変苦労しておられるという実態を長いこと見てきております。そういうことにもソーラーパネルを利用するとか、それから先ほどごみ発電も申しましたが、こういうものは本当に資源の有効利用だと思ひますので、むだを省いて自分たちの身の回りのできることをもう少し科学で進めていく、そういうことによつて私どもの生活の利便に供するといふような視点もぜひ組み込みたいという意味でございす。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。私どももそういう観点からの推進、応援させていただきますので、ぜひ頑張ってくださいと思ひます。

ところで、大臣は、科学技術庁長官を未来担当大臣と、こういうふうな位置づけられ、所信でも「知的未来社会を構築していきたい」と、こう述

べておられます。確かに資源のない我が国といったしましては、国際社会で生き残っていくためには科学技術立国を目指す、これが唯一の道でありまして、科技厅にも大いに頑張ってくださいといふふうな期待しております。しかし、残念ながらこれまでの政府の対応は必ずしも十分ではなかったのではないかとこのように考えております。科学技術立国を築くにはまだまだ不十分ではないかと考えております。

自然科学部門の日本の研究費総額、平成五年度では十三・七兆円、そのうち政府負担額は三兆円、政府負担割合は二一・六%となつております。一方、アメリカの自然科学部門研究費総額は十七・九兆円、これも平成五年度でございす。そのうち政府負担額は七・六兆円、政府負担割合は四二・三%でございす。また、ドイツ、フランス、イギリスでも政府負担割合はそれぞれ、ドイツが三六・六%、これは平成三年度の数字でございす。フランスは四五・六%、同じく平成四年度の数字。イギリスは三五・四%、これも平成四年度の数字でございす。また、これを政府負担額のGNP比で見ましても日本は〇・六三%、これに對しましてアメリカは一・〇七%、ドイツは〇・九七%、フランスは一・一一%、イギリスは〇・七五%、いずれも日本よりも上でございす。

この数字は、日本政府の科学技術振興の消極的な姿勢を示すと言われてもやむを得ないのではないかとこのように思われます。天然資源がなく、今後日本が国際社会の中で生き残っていくためには、人的資源あるいは技術力に頼らざるを得ないという現状でございす。他の先進諸国の中で政府負担割合が極端に低い状態でありまして、いかに日本の研究活動というのが民間部門に頼っているかということがよくこの数字を見てわかるわけでございす。民間部門はあくまでも利潤追求のための研究を主としておりますから、どうしても基礎研究には余力が注がれない、こういうことになってまいります。日本は基礎研究が

弱いと、こういう結果となつて出ております。これまで、基礎研究が多少弱くても他国の成果をおすそ分けしてもらつて、こういうことで日本は発展してきたわけでございすけれども、しかし、先進国の一つとして世界の中で重要な地位を占めるようになってからもう久しいわけですから、弱くも、もはやこういうただ乗りというのは許されない状況でございす。

としますと、基礎の弱い日本は、今のままで世界の中で先進国としての地位を維持し続けるというのは非常に難しいのではないかとこのように危惧しております。確かに政府の財政事情が悪いことは承知しておりますけれども、しかし、日本の将来を考えますときに、日本として、また日本政府として科学技術に関する研究費、殊に基礎研究費というのは大幅に充実、増額させていくことはもう不可欠であるというふうに思ひます。

科学技術を積極的に振興していくと、この所信で述べられた大臣といたしましては、日本政府のこれまでどちからかといへば消極的と言われてもやむを得ない、数字としてそう出てきています、これをどうお考えか。また、日本の将来のためにこの研究費の予算を増額すべきというふうな考えが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) おっしゃるとおり、確かに今までの政治情勢の中におきましては、科学技術はなかなか優遇していただけなかった面があることは認めざるを得ないと思ひますが、このたび十四年ぶりでございすけれども、振興調整費も百五十五億プラス三十億円という特大の御配慮をいただきましたし、それから、全体から見ますと建設公債というものも利用させていただけるように平成八年度から動き出すことになりました。それから、公共投資の重点化枠も三十億円というところになっておりまして、随分この村山内閣になりましてから、総理が科学技術は未来への先行投資とおっしゃっていることが具体的に目に見える形で予算づけされてき始めているというところは大変喜ばしいことだらうというふうに思つてお

ります。

そして、基礎研究というものはもちろん言わずもがなでございますけれども、そのほかいろいろやはり科学技術を振興していくことを、基本的なことをしっかり踏まえて発展させていくということとは、またそれは新しい産業の創出というものにつながって経済効果も生むというふうに思っていますので、着実にできることから仕事をしていくべきだろうというふうに思っております。そういう方向づけはこの村山内閣によって、三党の先生方皆様の御協力によって随分前向きになってきたというふうに私は認識いたしております。

○浜四津敏子君 それでは次に、文部省にお伺いたします。

今回の地震によりまして、大型地震がどの地方でも起こり得るということがある意味で証明された形になってしまったわけでありまして、茂木清夫地震予知連絡会会長もこのように述べておられます。予知するための観測体制が確立しているのは東海地震だけである、それ以外の地域の観測や研究は予知に向けた研究段階にあると。これは本年二月四日付の日本経済新聞大阪版に載っております。例えば、京都大学防災研究所、この防災研究所は観測機器の精度などでは全国でもトップレベルだと言われているところでありまして、また、関西の地震予知の中心的存在というふうに言われている研究所でございますが、この研究所でさえその内容は研究陣がわずか二十八人、膨大な量の観測データを処理するのがこの二十八人では、それだけでもうやっとならぬ、これはこの教授の住友教授がおっしゃっておられます。

今後、適切な観測網等を東海、関東地区だけではなくて全国的に広めていくことがどうしても必要になるかと思われまして。

また、先日の新聞報道によりますと、科学技術庁の防災科学技術研究所長がこうおっしゃっておられます。予知に投じる資金があれば防災対策に投じたほうがよいという考えは間違っている、自然災害と防災の研究には人と資金を投じてよい

んだと、こういう旨の発言をしておられます。

防災対策も当然大事でありまして、今後も十分な予算を投じていくべきでありますけれども、ただ予知の面でも、世界一の地震国と言われている日本が積極的に関与を進め、予知研究の進んでいる中国とかあるいはギリシャなどとともに、あるいはそれ以上にインドネシアやチベットに必要があるのではないかとというふうに思われます。そうしますと、今後、特に大学機関等において地震研究観測機関で活躍する人材育成というのが非常に重要になってくるのではないかと思えます。

現在、地震に対する教育研究を行っている国立大学は、九十八大学中十九大学、公立大学は四十八大学中四大学というふうに伺っておりますが、文部省としましては、このような観測研究を全国的に進めるために国立大学に地震予知研究のための学部、学科の新設、増設、あるいは講座の新設あるいは増設、これを考えておられるのかどうかお伺いいたします。

○説明員(近藤信司君) お答えをいたします。

私も文部省におきまして、地震予知研究の重要性にかんがみまして、そういった研究者でありますとか、あるいは観測研究に従事する人材の養成確保、これを図っていくことが重要な課題である、こういうふうに認識をしておるわけでございます。

今、先生おっしゃいましたように、地震予知に関する教育研究につきましては、国公立を通じて、主として理学部を中心に行われておるわけでございまして、現在二十三大学で行っております、このように承知をしておるわけでございまして、とりわけ、地震予知研究の高度化が進む中で、大学におきます人材養成につきましては、今後は、学部よりもむしろ大学院レベルが中心となってくるのではなからうか、こういうふうに考えております。

例えば、東京大学や京都大学におきましては、それぞれ地震研究所や防災研究所の教官の協力を

得まして、大学における教育研究体制の充実が図られておるところでございます。今先生お尋ねになりました国立大学における地震予知関係の学部、学科あるいは研究科、講座等の設置につきましては、そういう地震予知の重要性というものにかんがみながらも、また今後とも各大学におけるそういう検討状況、大変厳しい財政状況でございますけれども、そういう大学における研究状況等も踏まえまして適切に対処してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○浜四津敏子君 それでは、科技庁にお伺いたします。

昨年五月に、放射線医学総合研究所が十九年間にわたって二十七億円をかけて行った速中性子線によるがん治療研究の総合評価を行ったところ、具体的な実施計画がごく一部の種類のがん治療にしかつづられていなかったために、照射の方法、それから線量など患者ごとにまちまちでありまして、従来の治療法と科学的に比較できるデータとして評価委員会に提出できた研究データは、これまでに照射してきた約二千人の患者さんのうち約五百人分にとどまっていたと、こういう報道が、これは昨年の十二月に朝日新聞になされました。

この報道にあるように、大半が無計画であったとするとこれは少し問題ではないかというふうに思われます。その事実関係、また原因、一体どうなっているのか、納得がいくように御説明いただけますでしょうか。

速中性子線の効果を評価する場合に、専門的な言葉で恐縮でございますけれども、がんの局所制御率、こういうものを評価いたしましたようにございまして、この局所制御率を評価する場合には、がんの治療には幾つかの治療法を併用する場合がございます。したがって、速中性子線の効果をより純粹というか明らかにするために、速中性子線が主として使われた例というものを取り上げるといふこと、したがって、併用した場合、ほかの効果が混在するような場合には、それはこの局所制御率の評価の対象から外すということであるとか、あるいは病巣の位置等から見まして、この局所制御の様子を治療した後に継続して観察が困難な症例もございまして、したがって、それらを総合的に勘案しました結果、速中性子線の局所制御率を評価する観点からは約五百例が適切である、こういう観点からこの五百例を選んだということでございます。

○政府委員(岡崎俊雄君) 私どもも先生御指摘の新聞記事は大変驚かされたわけでございまして、少し時間をいただきまして御説明を申し上げます。少し時間をおきまして、放射線医学総合研究所におきましては、昭和五十年から中性子、特にエネルギーの高い速中性子線を使つたがんの治療研究というものを開始いたしました。現在までに約二千二百例の症例を対象に臨床研究を実施してきたところでございます。

これらの臨床研究につきましては、今も御指摘

います。

したがって、決してこの五百例以外について何も評価されないということではございません。これはそれなりにそれぞれの観点から評価されていることは当然でございますし、さらに昨年の報道等を踏まえまして、現在、放射線医学総合研究所ではこのがんの局所制御率の観点のみならず、広く総合的に速中性子線の評価というものを進めたいと、三月から設置をいたしまして、約一年間ほどかけて速中性子線全体の評価を、この二百例全体にわたって今評価を行いつつあるところでございます。

○浜四津敏子君 それでは次に、大臣は所信で、核燃料サイクルの着実な展開に取り組んでいくというふうに述べておられますが、現在、ドイツ等はかの国におきましては、ウランの値段の下落等を理由といたしまして核燃料サイクル計画の凍結等がなされております。

他国で凍結されるにはそれなりの根拠があるものと思えます。もちろん、国によって事情は異なりますけれども、日本はどのようなスタンスで取り組まれるのか。本当にリサイクルが必要だというなら、それに対応した取り組みが必要と思えますけれども、今後どのようにこの計画を進めていくのか、お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(田中眞紀子君) エネルギー政策は、それぞれの国情によって違ってくるということも、もうやむを得ないことだろうというふうに思えます。そして、日本は資源が少ない国でございますし、将来エネルギーの需要というものは増大することが見込まれております。そうした中でエネルギーを安定供給していくためにはどのようにすればいいか。安全確保をして平和利用ということに堅持しつつ、確実に透明性を高めながら、そしてその途中の段階でいろいろなことが生じますが、そういうことはやはり当然地元の皆様の御理解を得つつ着実に推進していくべきものだろう、かように考えております。

○浜四津敏子君 以上で終わらせていただきます

す。

○泉信也君 長官の所信について伺いをいたします。

所信の第二で述べられました国民生活に密着した科学技術の推進という中で、「この分野で、まず取り上げなければならないのは防災科学技術です。」と、こう述べておられます。大きな震災の後でありますだけに大変評価できる内容だと思っております。

科学技術庁でも振興調整費の緊急研究を早速始められるということも承知をいたしておりますが、二次補正予算一億四千三百万というこの金額は、科学技術庁当局が当初考えられた金額とどれほど隔たりがあったのか、また、その内容はどのようなものであったのか、まずこのことをお尋ねいたします。

○政府委員(沖村憲樹君) 先生の御質問の御趣旨は、補正等なるべくいろんな機会をとらまえて地震予知・防災研究を進めるようにという御趣旨だと思っておりますが、私もこの一億四千三百万で補正を組ませていただきました趣旨は、今回阪神大震災に関連をいたしまして淡路島・神戸地区でいろいろな余震等が考えられまして、それに対応いたしまして地震計等を配備しまして、その観測をきちんといたしまして防災に役立てたいという趣旨から、一億四千三百万という数字を計上させていただいたところでございます。

これにつきましては、私も緊急でございますので、差し当たって六年度の緊急をいたしましては、こういういたいた数字でできるだけのことをやっていきたいというふうに考えております。

○泉信也君 余震観測のための観測機器を整備するということは承知をしております。

私がお尋ねしたのは、科学技術庁としては一億四千三百万ということで金額的によかったのか、あるいはまた、こういう余震のことをやることで、当面の六年度補正はいいと、そういうふうな判断されたのかということをお聞きしておるわけ

です。

○政府委員(沖村憲樹君) 六年度補正の趣旨が淡路島・神戸地区の緊急の措置ということに限られておりましたので、とりあえずこういう措置をさせていただきまして。

今後の対策につきましては、七年度補正と来年度要求とかそういうことで対応させていただきたいというふうに考えております。

○泉信也君 そこでお尋ねしますが、七年度の本予算でどういうことをやられるのか。既に私どもは組み替えを要求いたしました経緯があるわけですが、組み替えはしないまま本予算が今参議院で議論をされております。

そうしますと、本予算の中でどういう対応を考えておられるのか、お話しください。

○政府委員(沖村憲樹君) 当庁の予算といたしましては、一番主なものは防災科学技術研究所でございますが、防災科学技術研究所につきましては組み替えをいたしておられないので、地震予知関係の予算としましては首都圏直下型対応という予算が主になっております。

ただ、当庁としましては、振興調整費等もございまして、そういう予算も使っていて、各省庁とも相談しながらこの七年度の事業費につきましては弾力的に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○泉信也君 役所の答弁としてはそういうことになるのかもしれませんが、しかし、今年度予算を一部カットすると申しますか、五％一律削減とかいろいろなことを言われておりますので、当然既に科学技術庁としてはそうした本年度予算に対応する基本的な考え方をもちと整理しておくべきではないか、私はそんなふうに思います。

そこで、今のような状態で七年度の一次補正についてお尋ねするのはお答えが期待できないわけですが、どんなお考えをお持ちされますか。

○政府委員(沖村憲樹君) 補正全体につきましては、政府全体でどういう対応をするかということはまだ固まっていないわけでございます。

それで、七年度に緊急にどうしてもやらなければいけないことにつきましては、繰り返しになりますけれども、振興調整費をもちまして対応させていただきたいというふうに考えております。

○泉信也君 今お話がありました振興調整費について、これは私のお願いであり、また考え方を聞かしていただきたいわけですが、今週の月曜日に、つくばにあります工業技術院の機械技術研究所でお話を伺ってまいりました。いわゆる地電流の研究に対してもしっかり取り組んでどうかという話を伺い、私もそう思ったわけですが、もちろんまだ緒に付いたばかりですから、このことが本当に予知につながるのかどうか大変問題を残しておることは当局の方もおっしゃっておられますし、私もそう思いますが、科学技術振興調整費をこういう研究に振り向けていただくということは可能でしょうか。

○政府委員(沖村憲樹君) 今、先生御指摘いただきました地電流の研究でございますが、これにつきましては、平成二年度から平成四年度にかけまして科学技術振興調整費で、私どもの防災科学技術研究所と、先生の今お話ございました機械技術研究所の研究者が一緒に研究をいたしました。その成果をもとに今研究を継続させていただいておるところでございます。

それで、新年度の科学技術振興調整費でございますが、基本的には科学技術会議でそのテーマ等を定めるわけでございます。今一番地震予知研究のメインは、いろいろな微小地震のデータを重ねて地殻の研究等からこの問題に取り組むというところがメインでございますけれども、そのほかに、今先生御指摘いただきました地電流の研究とか地磁気の研究とかいろいろな方法があると思うのでございまして、これにつきまして一回検討会を設けまして、その全体を先生方と御相談いたしまして、どういう方法、研究が有効かということも議論を進めさせていただく準備を今いたしております。

そういうことを踏まえまして、科学技術会議で

御議論いただいて、取り上げていただくような方向で進めさせていただくことになるうかと思ひます。

○泉信也君 御相談いただいておりますことは大変結構ですが、この地電流の研究等は、御承知のように、地震予知では至流だというふうな位置づけがなされておるのではないかと、このように思ふわけですから、その位置づけを突破していただくように科学技術庁としては積極的に取り組んでいただきたい。

長官の所信の中で、防災科学技術を積極的に取り上げるといふふうにお述べをいただいたわけでありまして、今お聞きのように、必ずしも腰が据わっていない。すべて金額で評価をすることは避けたいと思ひますが、七年度予算に対する対応あるいは一次補正に対する考え方、こうしたものは早急に取りまとめをしていただきたい、このように思ふわけであります。

次に、やはり所信で述べられました第四がエネルギーの安定確保でございます。ここで長官は、このためにも太陽エネルギー等の新しいエネルギーの研究開発に取り組むたいと、こういう所信を述べられておられますが、この中身、六年度あるいは七年度の予算でどういう取り組みを科学技術庁はなさったのか、御説明ください。

○政府委員(落合俊雄君) 新エネルギー研究開発に関連した取り組み状況でございますが、平成七年度予算で御説明を申し上げたいと思ひます。

一つは、海洋エネルギー利用技術の研究開発ということで、波力エネルギーを利用いたしましてマイティホーエルというものの開発を行うというのが一つございまして、金額ベースで申し上げますと、予算額で一億三千二百万円を平成七年度予算案に計上いたしております。

それから、光合成科学研究でございますが、これは太陽光エネルギーを利用いたしまして炭酸ガス、水からアルコール、水素ガス等の燃料物質に変換するための研究ということで、平成七年度予算案では一億二千四百万円を計上させていただきます。

ただいております。

次に、太陽光発電エネルギー利用の可能性に関する研究ということで、冬季の雪国におきます太陽エネルギーの利用可能性の拡大のための基礎的な研究ということで、これは新規項目でございますが、平成七年度予算案で千二百万円、それ以外にIEAの共同事業への参加というふうな国際協定の参加のための分担金というふうなものも計上をいたしております。

○泉信也君 今お聞きしますと、あるいは七年度予算の説明資料で見ますと、新しいエネルギーへの項目は二億七千万と、大筋こういうことになろうと想像するわけでありまして、これがまた本当に所信表明でお述べをいただいたお言葉と合致するかどうか、私は実は少し不満があるわけであります。

また、長官は七月十八日の当委員会での発言の中で、ごみ発電あるいは燃料電池の開発を例示をされまして、やはり新しいエネルギーの開発ということ力を説いておられますが、七年度予算はこの分野についてはどうなっておりますか。

○政府委員(落合俊雄君) 先ほど私が御答弁申し上げましたのは科学技術庁関連のものとして計上されているものでございまして、政府全体として申し上げますと、エネルギー研究開発基本計画というものが平成三年七月に策定をされております。その中におきまして、今御指摘の各種エネルギーにつきましては積極的な研究開発を行うということで、各省の中で燃料電池、それからごみ発電というふうなものもいろいろと取り組まれているというふうな理解をいたしております。

○泉信也君 局長、理解をしておられるという言葉を私はお尋ねしておるんじゃないんです。局長が理解しておられても国民はわからないわけでありまして、私がお尋ねしておるのは国民にわかるように説明をしていただきたい。

私がお尋ねしたことについては直接お答えがございませんでしたが、十一月九日の所信表明でも、長官は太陽エネルギー、燃料電池についても

言及をしておられるわけでありまして、これは、他省庁がどれだけやっておるかということも大変重要ですが、科学技術庁がどう取り組んでおるかということとは実は所信表明の中で述べられておると私は思っております。

ですから、もう一度お尋ねしますが、ごみ発電、燃料電池について科学技術庁はどれほどの予算を計上していらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○政府委員(石井敏弘君) ただいまの新エネルギー絡みにつきましては、先ほど政策局長が申し述べましたような科学技術庁の関係機関でやっているもののほかに、科学技術振興調整費の中に新たに生活・社会基盤研究開発制度というものを創設いたしておるところでございまして、この中で、大臣がおっしゃってられますごみのリサイクル技術でございまして、あるいは廃熱の有効利用技術に関連する研究、こういったものを取り上げるといふ方向で現在検討を進めておるところでございます。

これは、具体的には平成七年度の予算で、かつ四月から新年度に入つた後、科学技術会議の方針に沿つて具体的テーマ等を定めてまいりますので、事務局といたしましては、ただいま申しましたようなテーマにつきまして科学技術会議の場で十分説明し、関係各省ござつて協力してこの研究を進めるといふようなことで考えておりますので、今、具体的数字を申し上げるということとはできないという段階でございます。

○泉信也君 これは所信に基づく、あるいは予算の構造をつくり上げる段階からという所信を長官がお持ちになつておるか裏腹になつておると思ふんです。ですから、科学技術振興調整費でこれから考えますとおっしゃると私は何とお尋ねのしようがなくならないわけですが、どうも長官の御意向と予算の組み立て方に整合性が私は必ずしもないのではないかと。国民は、長官の所信あるいは年次報告書を見ながら科学技術庁はどういうことをやっておるかということを知りたいわけ

ありまして、所信に書いてあることと予算の組み立て方に必ずしも整合性がとれていないのではないかと、このことだけとりあえず指摘をしておきます。

次に、やはり所信の中で、今回、従来と違つてといひます。前の長官と違つて、科学技術による国際社会への貢献という項目が実は落ちておるわけでありまして、これまでの長官の御意向といひますか、前長官の御意向と田中長官のお考えに差があることは当然あり得るわけでありまして、所信の五つの大きな柱に掲げられなかった理由はどういうことでございましょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私が申し上げておりますのは、やっぱりこの国際化の時代でフェローシップなんかもございますし、そのほかのいろいろなプロジェクトも日本固有に自分の能力だけでは限界を超えている。例えば核融合なんかにしてもそうでございますけれども、国際的にはやっぱり協力していくような局面に、段階に達しているんじゃないかというふうな認識があるわけでございますけれども、それにいたしまして「科学技術による国際社会への積極的な貢献を念頭に置きながら」と申し上げておりますことは、全体のあらゆるプロジェクトといひますか分野にかけて発言をしているつもりでございます。

○泉信也君 確かに二十文字ほど基本認識の中に入っております。それは私も承知をいたしてはおりますが、前委員会でも科学技術庁予算についてという御説明をいただきました中にはちゃんと項目が設けられているわけですね。予算規模からいいますと、この六つの項目の中で第三番目の額を持っておるわけですね。全体の科学技術庁の予算が八千五百億、八千四百億強と言つた方が正しいと思ひますが、この中で、国際社会への貢献という項目は千八百億強の金額を持っております。決して、決して項目として挙げ得ない、そういうものではないというふうには私は思っております。どうでしょう。

○政府委員(石井敏弘君) ただいま先生の御指摘

の点はもつとでございしますが、先ほど大臣が申されましたように、大臣の所信表明は、全項目にわたって国際協力、国際社会への貢献の重要性の所信を述べておられるところとございまして、従来から私も、先生御指摘のような科学技術による国際社会への貢献ということで一項目設けておりますが、これは具体的には、創造的・基礎的研究の充実強化とか、あるいはエネルギーとか宇宙とか、いろんなところにばらまかれたものを取り出して、説明しやすく御説明するという非常に事務的な形でこれを取り上げておったということもございません。

したがって、大臣の所信で項目全般に係る基本的な思想ということで所信を述べられたわけとございまして、決して国際社会への貢献ということとを否定されるとか小さくされたのではなしに、より全体に係るというより高い考え方を述べられたものというところでございまして、私が予算の項目で説明したものとは食い違いがあるわけではないと理解いたしております。

○泉信也君 それはそうでしょう。恐らくおっしゃるとおりだと思います。しかし、日本が経済協力をする、あるいはPKOで世界に貢献をする、そうした幾つかの日本に課せられた使命があるわけですが、私は、科学技術を通じて世界に貢献をするというのは大変重要な課題だ、こういう思いを持っておりまして、なぜそれが項目から脱落するのか。今の御説明でもちろんそうしたお考えが否定されておられるとは思いませんけれども、むしろ科学技術庁としては前面に出していくべきような大変重要なことだと私は思うんです。

長官、いかがでしょう。これがたまたま落ちたのか、それとも長官の強い御意思で落ちたのか、いかがでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 先ほど来官房長もお返事申し上げておりますけれども、全体的な意味で、あらゆる分野、ジャンルでもって国際貢献というふうなことが必要になっていきますし、特にエリヤ的に申しまして、いわゆる欧米一辺倒では

なくて、これからは中東、旧ソ連系、それからアジア・太平洋地域等、カバーするところも広がってきていますし、いろいろな分野のプロジェクト等もございまして、そういう意味で御理解いただければいいのであって、新しい項目をどうしてもこれ用に幾らとたわなければいけないという性質のものではないというふうに考えております。したがって、いかがでございましょうか。

○泉信也君 実は長官は、十一月九日の所信でも、科学技術の成果は人類全体に対する偉大な贈り物であり、我が国が国際的に貢献していく場面は今後ますます拡大していく、こういうことをおっしゃっていただいているわけですが、

ですから、繰り返すになりますが、私としては、長官の意向を事務方が正確に受けるならば、ぜひきちんと項目を挙げて世間に問うべきである、このように思っております。

今、三つの問題を指摘いたしましたけれども、私は、先ほど触れましたように、書いてあるけれども必ずしも十分ではない、予算措置はきちんとしてあるけれども所信表明の中には二十文字程度しか触れていない、ここに、私の思いとしては所信表明に若干のそこがあるのではないかと、こんな思いを持っておるわけでありまして。

さておりますが、その懸念は払拭されたのかどうか。ここにお書きになった文言を読みますと、長官としては払拭されたというふうに私は受けとめたくなるわけですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 払拭されるように持っていかなければいけないわけとございまして、この北朝鮮の核開発の問題というものは世界の核不拡散という観点から大変重要であらうというふうに思っております。政治的な表現をいたしますと、北朝鮮を孤立化させるといいますか追いやるといふか、そういう状態に持っていくことは決して賢明ではないというふうに思います。

そういうことから、KEDOの設立ということにも、アメリカ、ヨーロッパ、そして韓国はもちろんです、日本もですけれども、いろいろ時間をかけて討論、議論を繰り返してこられた経緯があるというふうに思っております。そういう観点からいきましたら、これは米朝合意というものは決して完璧なものではないかもしれませんが、決して日本、極東の安定とか平和というふうなことに直結する問題でございまして、ですから、ぜひこれが前向きに国際社会全体から評価されるようにならねばよかった、いい方向に向かっているんだと思われように、方向づけるように日本も協力をしていくことがやはり国際社会であるべき姿ではないかというふうに思います。

○泉信也君 韓国型の導入について、御承知のようにガルーチ代表と北朝鮮の考え方は違うようである、この行き先が大変憂慮される事態がこれから起きてくようと思いますが、設立されたKEDOの組織が動き出したというか動き出すわけでありまして、科学技術庁としては、平和利用と安全確保というこの問題に具体的にはどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(岡崎俊雄君) 私ども原子力の平和利用を預かる者として、先ほど大臣が御説明申し上げましたとおり、平和利用と安全の確保

というのはまさに大前提であらうかと思っております。したがって、北朝鮮に対する軽水炉支援が今後進むに当たって、この点について我々は十分配慮しないといかぬと、こう肝に銘じておるところとございまして。これはまさに原子力基本法の精神にも合っている、このように理解しております。

具体的に、今回設立をされましたKEDOの協定の中身におきましてもこの考え方は第四条の中に明確に述べられております。ちよつと読み上げさせていただきますと、機構というのとはすなわちKEDOのことでございまして、機構により行われるプロジェクトに関連して北朝鮮に移転される核物質、設備及び技術が専ら当該プロジェクトのために及び平和的目的にのみ利用され、かつ原子力の安全利用を確保する方法で利用されることの公式の保証を北朝鮮から得る、このような形でKEDOの設立に当たりましては具体化されておると認識しております。

さらに、今後具体的な軽水炉の供与に当たりましていろいろ話し合いがこれから進んでいくわけとございまして、その具体化の進展に応じて、私どもの考え方が十分生かされるように対応していくのが私どもの務めではないかと思っております。

○泉信也君 所信にもお述べをいたしておりますように、この問題についてはぜひ科学技術庁としても全力を挙げて取り組んでいただきたい、このように思います。

そこで、このKEDOの協定で、多年度にわたる資金拠出ということが規定される可能性が非常にある。日本の分担、五十億ドルの中でどれだけ分担するのかわかりませんが、四十億ドルとか五十億ドルと言われます中でよくわかりませんが、国務大臣として田中長官はその協定の国会承認が必要であるというふうにお考えなのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(岡崎俊雄君) まず、事務的に御説明申し上げたいと思っております。本来この問題は外務省が御説明すべきテーマで

はございますけれども、今回のKEDDOの設立は、あくまでも国際機関であるKEDDOの機構の設立に関する取り決めでございます。この取り決めにつきましては、外務大臣が参議院の予算委員会で御説明されておられますとおり、あくまでも行政執行の範囲内であるということを説明されております。

今、先生御指摘の、今後軽水炉の供与に当たりまして、我が国の関与がいかなる形になるかという点については、まさにこれからその話し合いが始まるというわけでございますので、その内容を持って判断すべきものではないかと認識しております。

○泉信也君 事務当局にお尋ねをしてもお答えにはならない。今のは私がお尋ねしたことは全く答えておられないわけでありまして、私は国務大臣田中長官にお尋ねをしたわけですから、

科学技術庁の守備範囲を超えておること、は承知の上で実はお尋ねをしたわけでありまして、今の局長のお答えは私としては甚だ不満でありまして、局長は太平外務大臣のときの答弁は御承知でございますね。それとは矛盾しないんですか、今の局長のお答えは。

○政府委員(岡崎俊雄君) 私が有権的にその問題についてお答えする立場にはないわけでございますけれども、私も外務省からお聞きしてございますところによりまして、そのとおりでございます。

○泉信也君 外務省は国会承認を必要とする、こういう見解を述べておりますが、それは御承知ではございませんか。

○政府委員(岡崎俊雄君) このKEDDOの設立に関する協定につきましては国会承認に当たらない協定、すなわち行政執行の範囲内である、このように承知をいたしております。

○泉信也君 この議論をあなたとやるつもりはありません。ありませんが、念のために大平大臣のときに三つの要約をしておられる中の二番目に、いわゆる財政事情を含む国際約束も国会承認条約

に該当いたしますと、こういうふうにお答えになっておられます。今の答えは違ひますね。長官、どうでしょうか。

○政府委員(岡崎俊雄君) 外務大臣の御説明も、今、先生御指摘の大平三原則の第二項について十分認識された上での御説明であつたかと承知しております。

○国務大臣(田中真紀子君) この件につきましては外務省からもレクチャーに来ていただきまして意思疎通を図っておりますけれども、外務大臣が国会でおっしゃっているのとおりでございます。

○泉信也君 この問題はこれから議論をしていかなければならない大変大きな問題だと思います。少なくとも、国民の税金を国会に諮ることなく政府の一存でやっていると、私としては思ひます。また、こうした大きな問題は内閣がかつた途端にだめになるような仕組みでは国際社会に笑われるわけでありまして、私としてはぜひ国会できちんと議論をし、そして必要な手当てをしていくという方向で取り組んでいただきたい、これは私の長官への要望でございます。

それから、先ほど行政改革についてのお話がございます。これは繰り返してお尋ねするものいかに思ひますが、対象になりました二つの事業団、情報センター、この内容を読ませていただきますと少し私としては疑問があるわけでありまして、この情報センターの成果は相当に活用されておるのかどうか、その点をまずお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(工藤尚武君) 情報センターで今科学技術の文献情報を中心に非常に多数のデータベースを蓄積しておりますけれども、これを非常に広範に販売しております。大体八十億程度の売り上げがこれによってなされております。

○国務大臣(田中真紀子君) より身近な例で申し上げますと、JICSTでは、このたびの震災でございまして、余震とかそういう関係のデータだけを拾いまして三千以上ございまして、そういうものをすぐ地方公共団体に流すこと

にいたしまして、それはそれぞれの団体に利用していただいていると思ひますけれども、そのような形でも役立っております。

○泉信也君 確かにいい成果が出ておると思ひます。そこで、もう一つお尋ねしますのは、この情報センターが海外を含めてデータの収集をされるに当たって、こういう特殊法人でなければ手に入れない、例えば民間では相手国があるいは相手機関が情報を提供しないというような具体的なお話があつたことはございませうか。

○政府委員(工藤尚武君) 公表されているデータが中心でございますので、そういうものも全然ないとは言えないかと思ひますけれども、基本的にはそういうことはないかと思ひます。

したがって、今、一番何によって特殊法人になっているかと申しますと、そのデータベースをつくるのに非常にお金がかかるわけでございます。非常に地味な仕事の積み重ねでございますけれども、これはデータの中心は基礎研究でございますので、これをコーマーシャルベースで売るといふわけにはいかない、それではコーマーシャルベースが成り立たないわけでございます。お金がかかっても立派なデータベースをつくってそれを幅広く普及させていく、これが日本の研究開発全体の基盤を形成していく、そういう考え方でござい

○泉信也君 私はこのセンターの果たしておられる役割を評価するものです。しかし、今、局長おっしゃったように、これが本場に特殊法人という形態をとつていかなきや成り立たないのかどうか、自己改革をすることによって民間ベースでも成立するのではないか、こういう思いを持っておりますことだけ。

○政府委員(工藤尚武君) 先生の御指摘はごもっともな面もあるかと思ひますけれども、今私が申し上げたように、基礎的な研究開発に関するデータベースづくり、これは各国でも行われておりますけれども、いずれもみんな国の資金でこれは

行っております。それでもやはり必要だということとでございます。

○泉信也君 もう一方の新技術事業団の内容は大変今の情報センターと違って、私としてはこれはもう要らないんじゃないか、こういう思いを実は持っております。内容をこのパンフレットで見せていただいた程度ですから、きょうここで立ち入ってのお尋ねをするつもりはございません。余りにもその知識がありませんので、これ以上お尋ねをいたしません。

先ほど来あるいはけさからの質疑の中にも多分何度かこの行政改革の問題はお尋ねがあつたと思ひますが、私は、科学技術の問題はこれからの日本を支えるといひますが、引つ張つていく上において大変重要な意味があると思ひますので、単なる教合わせと言つと長官は怒られるかもしれませんが、どうかそういうことで統廃合を考へないでいただきたい、必要なものはあくまでも必要だということで頑張つていただきたいということとを申し述べまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○乾晴美君 民主改革連合の乾でございます。よろしくお願ひいたします。

〔委員長退席、理事志村哲良君着席〕

午前中の議論の中にもありましたが、まず、若者の科学技術離れについて私も非常に関心がありますので申し述べてみたいと思ひますけれども、午前中では鈴木議員からいろいろ提案がなされました。私もこの前の十一月十六日の科学技術のこの委員会でも科学技術離れについても質問させていただきまして、本日もそれでいたけれども、大臣はその際、入り口論と出口論ということをつもいろいろなところでおっしゃっていらして、きょうもおっしゃいました。入り口の方は、まず初等中等教育のカリキュラムを見直してちゃんとやるべきだと、また出口の方では、大学の施設が非常に粗末ではないか、そこら辺をもっとちゃんとしないといけないし、待遇の問題も問題として、非常に冷たい待遇のされ方をするとそういう

送らせていただいたり、とり得るあらゆることを、考えられるいろんなことをこのチームを中心
に大臣の御指示のもとに進めさせていただいてお
るところでございます。

（理事志村哲良君退席、委員長着席）

○国務大臣（田中眞紀子君） 庁内で連絡をとっていただくということはお願ひいたしまして、たけれども、タスクフォースなどというハイカラな名前の命名者は私ではございませんので、一言つけ加えていただきます。

○乾晴美君 ありがとうございます。わかったような気がします。頑張っていたと思います。

今、お答えの中で放射線医学総合研究所の話がちょっと出たわけで、ちょっとそのことについて聞いてみたいと思うんですが、重粒子線を使ったがん治療の臨床実験が始まった、実験というところからいって、そういうことが始まっているということ、午前中のお話の中にも二十一名の方々がそれぞれ治療を受けたというような報告がございましたけれども、どんな部位に受けられたのか、そしてまた今後どういう部位に、平成七年度にはどこまで進めたいというようにお考えなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○政府委員（岡崎俊雄君） 皆さんの御支援のおかげでこの重粒子線の装置が完成して昨年六月から臨床試験に移っております。午前中も大臣から御説明申し上げましたとおり、二十一名の治療が進んでおるわけでございます。現在まで、その部位につきましては、頭頸部のがん、すなわち口の周り、舌がんであるとかそういうのがん、それから肺がん、脳腫瘍、こういったところの部位につきまして現在臨床を進めておるところでございます。

さらに、今後できる限り患者さんの数もふやしていきたい、こう考えております。できれば平成九年度ごろには数百人規模にしたい、こう思っております。それから対象といたしますが、がんの部位につきましては、先ほども申し上げました三つの部位に加えまして、肝臓がんあるいは前立腺がん等順次慎重に広げていきたい、このように考えておるところでございます。

○乾晴美君 私、地元でいろんな集会があるたび

に、すばらしい重粒子線を使ったがんの治療装置が世界でたった一つ日本にできていますよというように紹介させていたんですが、そうすると、多くの方々からその資料の要求がたくさん私のところ参ります。それぐらいたくさん資料要求が参るといことは、今がんに対する恐怖といましようか関心といましようか、非常に高いなというように思っております。

そういうすばらしいものが千葉県千葉市稲毛というところだけじゃなくて、やっぱりもっと日本国じゅうにそういうものができるといいのになというように思ったりするんですけれども、そういうものは相当なお金も要することでしょうけれども、今後そういう計画がおりるんでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員（岡崎俊雄君） 御指摘のとおり、この重粒子線のがん治療法というものが一日も早く確立をされ、この成果が広く日本全国に広がっていくということが大変望まれるわけでございます。既に兵庫県におきましては、兵庫県のがん対策の一環として昨年九月から基本設計に着手をされたという動きも伺っております。だんだんこういう動きが広がっていくことが期待されるわけでございます。

科学技術庁あるいは放射線医学総合研究所といったしましても、来年度からお認めをいただきます。重粒子線高度がん治療推進センターというものがこういった開かれた施設ということをねらいといたしております。関係する方々に対して広くこの成果を普及するとともに、この分野の人材の育成あるいは共同研究、そういった点でこのセンターが大変大きな役割を果たしていただけるんだらう、こう思っています。こういったセンターあるいは放射線医学総合研究所の施設の活用そのものもできるだけ内外に開かれた形で進めていきたい、その成果が広く全国に広がっていくということに對して我々も努力をしてまいりたい、このように思っております。

○乾晴美君 国民の期待は非常に大きいものがある

ろうというように思います。

今、兵庫県の西播磨SPRING8の話が出ましたが、あそこは阪神地震のときはどうだったのでしょうか。被害はなかったのでしょうか。

○国務大臣（田中眞紀子君） 幸いなことに全然被害がなかったというふうに聞いております。

○乾晴美君 このSPRING8もまだ完成されてないと思うんです。平成九年度が完成だと言われているんですけども、今進捗状況はどのくらいまでできているのでしょうか。

○政府委員（工藤尚武君） 平成六年度までの予算で大体半分ぐらいの建設の状況でございます。そして、来年度予算、今大体百五十六億円の計上をしていただいておりますけれども、これが認められますと、正確に申し上げますと六四％ぐらいの進捗率になる予定でございます。順調にいきますと平成九年度一部供用開始というのが可能と考えております。

○乾晴美君 それじゃ、まだ見学も可能なわけがないかというように思います。よろしく願ひしたいと思ひます。

次に、やはり地震のことなんですけれども、SPRING8は、そばですごくエネルギーの地震があつたわけなんですけれども、幸いにして無傷であつたということ、喜ばしいなというふうに思ひますけれども、やっぱり原子力発電所の耐震については何としても心配なわけでございます。

岩盤の上に建っているから大丈夫だということ、繰り返し説明もされているようです。今のところは大丈夫だと言っているんですけれども、やはり私は非常に心配なわけです。それは、余り科学に能力がありませんので、今までアメリカの地震で高速道路なんか倒れたときにも、アメリカは倒れたけれども日本は大丈夫ですとか、新幹線はどうなんだろうと、新幹線は大丈夫ですとか、それから、日本の家屋はほとんど木造ですから、木造家屋は耐震性が強く

て地震は大丈夫ですとかいろいろ言われていたんですが、その神話といましようか、想像以上の地震ではあつたと思ひますけれども、そういったことがすべて崩れてしまったわけですね。

そういうことで、やっぱり原子力を持つた発電所では本当に大丈夫なのかということ再度確認していかないとと思ひます。やはり科学技術庁としては今現在では大丈夫だといふように言い切られるのでしょうか。

○国務大臣（田中眞紀子君） この問題につきましては、衆議院でも参議院でもいずれの予算委員会でも何十回となく御質問がございました。と申しますことは、それだけ皆様が関心がおありになつて、心の底から信頼していかどうかとまだまだ逡巡していらつしやる証左ではないかといふふうに感じております。

そして、現在はこの地震の事実関係を、資料を収集いたしまして、分析、解析をしなければならぬ段階ではございますけれども、そしてまた、原子力施設というものは、今、乾先生もおっしゃっていただきましたように、あらゆる角度から調査をして、そして岩盤のところに耐震構造で建つていて、いざというときには自動制御もできるし、手動でもとめられるようになっております。

完全とは言われてはいますけれども、やはりこれだけの地震を経験してみますと、それ以前に言われたことと、また今後何が起るかかわらないという素朴な不安の中で、安全審査とかそういうふうなもの、耐震性ということはもちろんなんですけれども、すべてをやつたり総点検していくというふうな謙虚な姿勢は必要だと思ひますし、できる限りのことはしてまいりたい、また現在もいたしております。

○乾晴美君 先ほどもちょっと述べましたように、今度、建築学、それから土木工学といったようなことが、果たして地震学だけで予知が正しく予測できて絶対に大丈夫だといふようなことに研究が正しくできているかどうか、今後そういうこ

とに向けて研究なされるおつもりなのかどうか。
○政府委員(笹谷勇君) 原子力施設の安全性につきましては、大臣から御答弁があったとおりなんです。最近の知見をどのように原子力施設の耐震性に生かしていくのかというようなことかと思ひます。

安全審査の段階では、その道の専門家の方に最新の知見をもつて審査をしていただいております。また原子力安全委員会でも、原子力施設の耐震性についての研究を総合的に推進しております。そういう成果を生かして安全性の確立を図っていくということを行っております。

地震そのものについての説明等は、現在神戸地震については鋭意進められているわけでございますが、午前中の答弁の中でお話ししましたが、地震学そのものは刻々進展しているわけでございますので、そういうものも十分反映させていただきたいと思っております。

○乾晴美君 建物は大丈夫だということでありまして、やはり原子力発電所の中には長い配管とかそれから電気回路というのが非常に複雑に張りめぐらされているんだと思うんですね。そういうところではいろんな影響が出てくるんじゃないかと思ひます。

明石架橋がかかっていますけれども、あのロープが一メートルほどつちかへ行くとうなるんだらうと。今度一メートルちよつと寄つたようですけれども、ああいう長い距離の中でも一メートルというのはやっぱり誤差のうちなのかどうなのか、よくわかりませんが、ああいうことで非常に複雑な影響が出てくるのではないかと、このように思ひますが、そこら辺の点検の仕方、どのようになさるのでしょうか。

○政府委員(笹谷勇君) 配管あるいはその他設備の耐震性についてちよつと御説明させていただいた後、その点検の方に入らせていただきたいと思います。建物ばかり耐震設計をやっているというわけではございまして、安全上重要な設備についても

建物と同じように耐震設計をしているわけでございます。その場合は、震動等も考慮して設計しておりますので、現在の知見でいいますと、この指針によって行えば十分安全は確保されるものと考えております。

点検については、通常の原子力施設につきましては絶えず日常的に点検をやっておるわけでございますが、今回の地震にかんがみまして、大臣の指示もありまして、さらに一層そういう点検を徹底させるように文書で指示をしたところでございます。

○乾晴美君 事故は起こらないだろうと思うんですけれども、もし万一そういう事故が起こった場合の対処のマニュアルというんですか、それはどういふふうになっているんでしょうか。自治体との連絡はどうなのか、それから近隣の自治体との連絡、それから支援体制とかいったようなことについてはどうなっているんでしょうか。

○政府委員(笹谷勇君) 原子力防災の観点から御説明させていただきますが、現在の防災の考え方は災害対策基本法というものがベースになっております。これは地方自治体が一義的には防災の措置を講じることになっておりまして、地域防災計画に基づきまして災害対策本部をつくるとか、あるいは緊急モニタリングをするとか、住民に対する立ち入り制限をするとか、そういうようなことがきめ細かく盛り込まれてございます。

国といたしましては、こういう地方自治体が行います防災活動に対し原子力固有の観点から支援をするという形で取り組んでいるわけでございまして、緊急時には原子力安全委員会に緊急助言組織というものを設置いたしまして、その現状を的確に把握し、必要な指示あるいは指導、助言を行うことになっております。また、必要な場合には、現地へ専門家の派遣をするようなことも、常時派遣する資機材もあわせて備えているわけでございまして、このように、地域が行います防災活動については、国はその指導、助言をするというところで万全の体制をとっているわけでございます。

また、御質問のございました国と自治体との連絡でございますが、これは施設それから地方自治体、国との間には専用線あるいはファクスの回線が常時設けられておりまして、ただいま申し上げましたような必要な措置が直ちにとれるような仕組みになっております。

また、近隣自治体とのそういう連絡あるいは支援体制についても、地方自治体が定めております地域防災計画の中に克明に連絡網も含めまして記載されておりますので、そういう形で適切な対応がされるものと考えております。

○乾晴美君 災害というのはやはり予期しないところから起こりますので、重ね重ね万全を期していただきたいというふうに思ひます。自然の力というのは非常に大きな力の前には人間の力は小さいということをおっしゃいましたけれども、想像以上のことが起こるなどというふうに思ひます。

それは私も産業・資源エネルギー調査会という議論をしている中で聞かせていただいたとおりまして、今人間が地球の環境を汚染しているんだ、そしていろいろなフロンガスとか何かでオゾン層が破壊されるんだというふうな議論がありまして、地球儀を回してみますと陸地は赤道からほとんど北半球にあるわけでして、七〇％ぐらいの陸地があると思ひます。また、人口も九〇％ぐらいの人がその北半球の方に住んでいるにもかかわらず、なぜ南極の方のオゾン層が破壊されるのか、大方海なのというふうなことで、それを産業・資源エネルギー調査会に来ていました参考人の方々にお聞きしましたら、それは、お答えとしてはわかりませんが、今研究しているところでございまして、今研究していただきたいと思います。

ですから、医学にしてもなぜ食したものが血液になるのか、ほとんどの血液は骨髄から生成されているんでしょうけれども、それが食したものがなぜ血液になっているかといったようなこともまだ究明されていないというふうにも聞かせていただいておりますので、いろいろ不思議なこともあ

りますし、我々の想像以上のことがあるかと思ひます。

科学技術庁がおっしゃることというのは、私たち日本国じゅうの人はすく信用もしますし、信じてしまうところもあるわけですね。ですから、少し気候の変化があつて、それから温暖化だとか何だとかというふうなことになりますと非常にパニックも起こりますので、非常に慎重を期しながらしっかりと科学技術の研究開発にこれから力を入れているというふうに思ひます。

時間が来たと思ひますので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○西山登紀子君 日本共産党の西山でございます。

まず最初に、長官に御質問をしたいわけですが、私も京都ですので、二月の初めに京大の防災研究所に行つてまいりまして、いろいろと多方面の勉強をさせていただきました。

大変びっくりいたしましたのは、防災研究所にパネルルームのようなものがつくられていて、いろんな阪神大震災の展示、それから先生方もいろいろ相談に応じるといふようなパネルルームがつくられていたわけですね。そこには子供さんを背負つたお母さんとかおばあさんとかが熱心にそのパネルを見て、活断層の地図のコピーをいただいていたというふうなことをしていらしたのに大変びっくりいたしました。地震に関する府民あるいは国民の皆さんの不安が大きいと同時に、また予知、観測に対する期待も大きいなと。これにやはり政治としてはこたえるべきだというふうな痛感をして帰つたわけですね。

予知に関しましては、私も、大変悲観的な見解もあるわけですが、私は、まだ地震の予知というのは動き出して三十年ほどしかたっていない新しい分野の科学だと思つておりますし、阪神のあの地震が予知できなかったからもう地震の予知は不可能だ、無力なんだというふうな立場には立つべきではないだろうというふうに思つております。必要なデータをしっかりと集める体制もない中

でのごときもございましたし、あのような状況で予知がもう不可能で無力だというふうになってしまいますと、これは予算の立て方、政治のあり方につきましても大変な方向に行ってしまうんじゃないかというふうに思っています。予知はもうだめだということじゃなくて、防災をきっちりやるのはもちろん必要です。しかし、防災対策を立てるためにも予知、観測は非常に必要じゃないかというふうに思っています。もちろん、予知を過大評価するというふうなこともよくないわけです。

私は、国民の期待にこたえていただくためにも、また将来の世代のためにも地震予知の推進は非常に重大だというふうに思うわけです。基礎的なデータを集めること、そして地震学や予知の技術それから解析の技術などを発展させる基礎研究も大変必要じゃないかと思うんですけれども、長官の地震予知に対する基本的な御見解をまず最初にお伺いいたします。

○国務大臣(田中眞紀子君) これはもうずっと、この大地震が発生いたしましたから、予知の重要性はあちこちで御指摘いただきまして、専門家の御意見を伺ったりもしておりますが、現実ではございせんけれども、少なくともかなり予知できる範囲にきているというのは東海地震だけでございまして、それ以外は難しいという実情を聞けば聞くほど本当に残念だと思っております。

ですが、そこでギブアップすることなく、先生がおっしゃいましたように、データの収集でございましてとか解析とか、やはり科学技術、基本的な問題、もちろん科学技術だけではないと思いますけれども、あらゆる縦割りの中でも予知の機関がいろいろあるわけがございますから、国土地理院にしましても気象庁にいたしまして大学にいたしまして科学技術にいたしまして、それぞれ違う形でやっていますので、それらをやはり情報を一元化して何とか分析していくと。

それから、予知の学者さんもなくさん新しい方がおられるのかもしれませんが、これも科学技術離れというか、こういう分野の学者の方の層の薄

さなのかなということをお私、最近ちょっと感じたりしておりますけれども、新しい視点をもって新しい学者の人が予知ということに関心を持っていくことができるというふうなことは求められていかなければならないかと思っております。かなり固定化した権威者といえますか、そういう先生方がこのジャンルに集まっておられるんですね。もう少し空気を入れて新しい視点から、もっと違った視点から素直な気持ちでもって予知するにはどういう角度があるかしらという新しい発想、そういう学者の方も今後やっぱり育成していかなければいけないのではないかなと思ったりいたしております。

○西山登紀子君 科学技術庁長官は地震予知推進本部の部長という立場でもございますので、積極的な立場を堅持していただきたいというふうに思っております。

地震の予知・観測体制の強化という点では二点あると思うんです。一つは、兵庫県の南部地震の余震に対する備えの問題、それから二つ目は、中長期的な全国的な地震予知・観測体制の強化、この二つの点で御質問したいと思っております。

まず、当面の余震の体制についてですけれども、二月二十日に予知連が、マグニチュード六クラスの余震の発生する可能性は低くなったと見解をまとめておりますけれども、しかし、今後十分な注意が必要だと言っております。余震というのは百日後に最大余震が起きた例もありますし、例えば私の京都の例ですけれども、一九二五年に兵庫県の但馬地方で大きな地震が起こった二年後に丹後地方でマグニチュード七・二という大きな地震が起こりました、二千七百人の方が亡くなりました。こういう大きな地震を経験しているわけでは

そして、さらに私は大変不安に思いますのは、紀伊半島南方の地下で発生するいわゆる南海地震には周期性がありまして、地震発生の前には内陸部の阪神とか京都の地域で前兆活動としての直下型地震が観測されるというわけです。大変気になるわけですから、今度の兵庫の地震の後

の予知をどういうふうにしてきちんと観測していくかということの体制、これ大変私気になります。

京大の防災研の先生にもお伺いしたわけですが、これも、地震の直後には京大防災研のある部屋を急遽大学の共同観測ネットワークという形で、二十五カ所の新しいポイントをつないだネットワークをつくって、どんな地震が起こるかという余震を観測するということネットワークを持っていた。二月末まで何とか文部省の予算で持っていた。最近では体制を若干縮小いたしました。東大の予算でもって三月末までは何とか二十五カ所のポイントをつないだ余震の観測に当たっている。三月末に、その時点ではやりくりをして何とか続けるというふうなことなんです。こういう京大の防災研究所の観測が何とか東大の予算で継続が図られているということをお聞きしまして、何とも寒い思いがしたわけですが、そういうことであればいいのではないだろうかと思っております。

それで質問ですけれども、この近畿地方というのはもとと特定観測地域という指定がされている地域でもありますし、今回のような大地震も起こり、その余震も大変心配されている地域でもございまして、早急にこの余震をきちんと観測する体制を強化していただきたいと思っております。と同時に、長期的にはこの地域には深井戸の震度計、いわゆるノイズがたなくありますのでどうして深く井戸を掘らなければきちんとしたデータが得られないと。海底地震計も必要だと。これは京大防災研究所の先生方が言っておられるわけですが、ぜひ必要だと。

それから、GPSの観測も引き続き箇所数をふやしたいというふうなことも言っておられるんですけれども、ぜひスタッフもふやしてこういう地震の予知・観測体制をこの地域に強化していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(沖村憲樹君) 今、先生御指摘賜りましたように、現在地震予知が可能な地域はいわゆる東海地震ということで、この地域につきまして

は気象庁にデータを集めまして、常時予知のための観測ということで、そういう体制をしかせていただいておりますが、その他の地域につきましては、今先生御指摘ありましたように、特定観測地域ということで、阪神地域はそういう地域として気象庁、国土地理院のほか、京都大学の防災研究所と従来から重点的な観測をいただいておりますところだと思っております。

今、御指摘ございました余震対策でございますが、平成六年度の二次補正によりまして、国土地理院もGPS観測、これをこの地域に重点的に配備をしております。

また、私どもの防災科学技術研究所も、先ほど御説明しましたように、余震のための地震計の配置等も行わせていただいておりますし、また京都大学を初めとする大学におきましても、この補正によりまして余震のための観測の強化をさせていただいております。

長期的な問題につきましては、今先生いろいろな手段、深井戸でありますとか海底観測計、GPS、いろいろ御指摘ございましたが、地震予知推進本部におきまして関係省庁とよく話し合っております。

○西山登紀子君 いろいろ観測点をふやすとか深井戸を置くとかいう場合に、いわゆる縦割り行政の弊害が出ないよう、振り返ってみると後ろの方に何か観測地点が置かれていたとかいうことがないよう、それぞれの大学なら大学、それから気象庁、科学技術庁も含めてきちんとやっばり連絡調整をうまくやらないと、そういう弊害も懸念がございましておりましたので、その点はよろしくお願いいたします。

次に、全国的な地震の予知・観測体制の強化についてお伺いしたいと思います。日本の地震というのは、世界の地震の二割が日本周辺で発生するというふうなことも言われているほどの地震国であります。ですから、どこでも大きな地震が起こり得るという認識が必要なのではないかと、また、日本の最先端の科学技術をもつ

てそういう地震研究を強めますことが、国民の命と財産を守ることだけではなくて世界の防災対策に貢献する道でもあるというふうに思っています。

そこで地震の予知体制について、この間の日本のそういう体制がどうだったのかということについて振り返ってみたいと思うんですが、昭和四十四年以降地震予知連絡会が、これはもう御承知だと思います、八つの特定観測地域と、それから南関東、東海、二つの観測強化地域を指定してまいりました。特定観測地域というのは、過去に大地震があった、最近起きていない、それから地震発生の活構造の地域であるということ、三つ目が最近地殻活動が活発な地域です。さらにはその中で、社会的に重要な地域、それから異常が観測された地域は観測強化地域として指定をされてきたわけです。

地震予知連絡会のそういう指定をもとにいたしまして、第二次地震予知計画、これは昭和四十三年ですから一九六八年に計画の中にその地域が指定をされています。その第二次地震予知計画ではこういうふうに指摘をしています。「地震予知の基盤となる観測種目の範囲をすみやかに確立するとともに、すでに基盤となるものが認められた種目の観測を順次充実し、もって地震予知の実用化の推進につとめる」と、実用化の推進に努めるということを既にこれは二十七年前ですけれども、地震予知の計画の中に盛り込まれておりまして、これは建議として出されていたわけです。この精神がその後私は生かされてこなかったんじゃないかと思っています。

一つは、地震予知関連の予算の推移です。この十年間、少ないときは五十億、最近でも百億程度でして、科学技術庁の予算でも少しふえてきているとはいえ私はやっぱり少な過ぎると思うんです。あの阪神大震災で失ったものの大きさと比較をいたしますと、これは余りにも少な過ぎるというふうに思います。

それからもう一つは、観測機器の配置状況がど

うだったのかということなんです。これ、ただきました平成六年度三月末現在の地震予知推進本部が調べた各強化地域の観測施設の配置はどうだったかという状況です。少しパーセンテージを私はじてみました。観測強化地域というのは南関東と東海の二つの地域です。それ以外は八つの特定観測地域なんです。

例えば、地殻変動の連続観測をするひずみ計、そういうものがどうかといいますと、これは五六%が観測強化地域、そしてあと三八%が八つの特定観測地域、それ以外はその他なんです。そして、GPSはどうかといいますと、二つの特定強化地域に八九%が配置されている。八つの特定観測地域にはわずか七・二%しか配置がされていない。微小地震の計測というのは大変重要なわけですが、これは観測強化地域が四四%、そして八つの特定観測地域が四一%、こういう比率になっております。地下水の観測はどうかといえば、観測強化地域は八〇%、八つの特定観測地域はわずか二五%。明らかに観測施設の配置に、二つの強化地域と八つの特定観測地域では私は偏在が認められるんじゃないかというふうに思います。

これは他省庁のことではありますけれども、例えば気象庁では、五十九年度に千四百三十七カ所あった震度観測地点が現在百四十カ所に減っているんだとか、国土庁の三角点の測量も十年かけて最近では三千カ所しかやられていないとかいうふうに、予知・観測体制という点では、予算の面におきまして、観測の偏在という点におきまして、地震の危険地帯だというふうに地震予知連、専門家の方々が警告を発しているじゃないかという警告にこたえる体制としては大変不十分じゃないかと思っています。

ですから、この点に根本的にメスを入れていただいて、全国的な地震予知・観測体制の抜本的な拡充を早急に図る必要があると思いますし、最近では北海道だとか三陸はるか沖なんかのように指定地域以外でも大きな地震が発生しているというところからも、こう考えていきますと、日本全

土に密度の高い地震観測網を張りめぐらせる必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、これも、いかがでしょうか。

○政府委員(沖村憲樹君) ちよっと今の御質問の前に、先ほど観測地点、縦割りではないかというお話がございました。これにつきましては、観測地点をお互いに出し合って、調整し合いながら観測しておりますので、それからまた、出ましたデータにつきましてはお互いに利用し合いながらやっております。

それで、今の御指摘の全国的な観測網の整備をもっと図るべきじゃないかということでございますが、ちよっと先ほどのお答えと繰り返しになって恐縮でございますが、現在、東海につきましては予知が可能ということで、予知前提の観測体制でございますから多少厚目になっております。また、南関東につきましても若干そういうところがございまして、それに比べますと、全国的に見ますと、先生の御指摘のように比率から見ますと低い比率のところがあるわけでございますが、これにつきましては気象庁、国土地理院も、もうちよっと全国的な観測を強化しなきゃいけないという御意見もございまして。

これにつきまして、地震予知推進本部におきまして、どういふような観測体制を各関連機関が整合性を持って観測体制を強化していったらいいかということについては、今話し合いを進めておりますので、またその結果について御報告をさせていただきます。

○西山登紀子君 今度のような非常に大きな被害が起こった後でありますので、深刻に受けとめていただいて、ぜひ改善を早急に図っていただきたいと思っています。

次に、活断層、先ほどもお話に出しましたけれども、今度の地震で非常に活断層という言葉が一般的、日常的にも茶の間の話題に上るというほどになりました。「日本の活断層」という非常に高価な専門書も売れているというふうに聞いております。この活断層ですが、活断層が動いて地震が起

こるということは確かだということでございます。しかし、この活断層を研究するというのは非常に地味な仕事であるわけですが、こういう研究が今までは、どちらかというと研究者の有志の資格というんですか、そういうふうなことでやられてきたのではないかと思います。

この活断層の研究が進んで危険度などが判定できるようになりまして、自衛隊や個人の防災対策にも役立つというふうに思いますので、費用とか体制の面からいまして、国の事業として計画的にやるべき時期に来ているのではないかと思いますので、すけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 振興調整費等を使いまして、特に緊急を要すると思われるような活断層から調査を進めていくようにするべきだというふうに思います。

○西山登紀子君 次に、先ほど長官のお話にもありました新しい視点、そういうことにも関連するかと思います。この地震の予知と観測ということについて新しい技術開発の成果を取り入れてはどうかということで、具体的に三つばかり提案をしたいと思っています。

一つは、もう既に使われているわけですが、人工衛星を使った精密測地というんですかGPS、全球測位システムというんです。私も京大の防災研究所で見せていただきましたけれども、実に一ミリのものと小さな誤差で測定が、測地が可能だというのでびっくりをいたしました。これは全国的に一千カ所整備しても二百億から三百億で十分だという学者の指摘もあるわけですが、これを行ってはどうかというのの一つです。

それからもう一つは、これは学者の皆さんの中에서도いろいろ御意見はあるだろうと思いますが、電磁波による異常の観測、これはどうかということ。

もう一つは、先ほどもお話に出ました地電流、この観測研究。ギリシャではこれで地震の予知に成功したというふうなこともテレビで報道がされているんですけれども、こういう新しい観測手

段、科学、こういったものも科学技術庁として評価をして、新しい観測体制の強化に努めてはどうかと思えますけれども、どうでしょう。

○政府委員(沖村憲樹君) まずGPSでございしますが、今先生御指摘のように大変性能の高いものでございます。これにつきましては、国土地理院を中心に、私どもの防災科学技術研究所もそうですが、逐次これを拡大して取り入れていくということにしております。もちろん大学の方もそういう御方針だと思えます。

それから、今ございました地電流、電磁波の変化等新しい研究でございしますが、これにつきましては、実は私も科学技術庁が中心になりまして、地震につきましてはいろいろな新しい研究をやっている先生方にお集まりをいたしまして、一度フォーラムのようなものを開催いたしました。それをもとに評価をして、どういうふうに取り組んでいくかということも考えていきたいというふうに思っております。

○西山登紀子君 それでは、その点もよろしくお願いいたします。

次に、長官にお伺いしたいわけですが、けれども、地震予知推進本部の役割ということなんです。私も少し勉強をさせていただいたんですけれども、これは実に複雑で、体制というのはばらばらで実効性に乏しいんじゃないかと、こういう体制のもとで仕事をすることとは本当にやりにくいんじゃないかというふうに思ったわけです。

それにつきましては平成四年の十月、行政監察が出ておりまして指摘がございします。「地震予知推進本部の場において、測地学審議会の建議の趣旨を踏まえた総合的な調整を更に推進するとともに、長期観測を行うための観測施設の新設に当たっての調整、各地震予知研究機関等が保有する観測データの相互活用を一層推進すること。」と、こういう指摘があるわけですが、この指摘について長官はどのように受けとめていらっしゃるのですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私もこの間一度会議

に出て、これはもう大変動きの悪いというか重たい組織といえますか、今まで余り機能してなかったのか、最善を尽くされておられたのかもしれませんけれども、こんなことではとても時代に対応できないというふうな認識を持ったことは正直なところでございます。

それとやっぱり縦割り行政の中でもって何かえらくすみ分けができて、これは私の印象でしかありませんから実態が違っているかもしれないけれども、えらく簡単にすみ分けが上手にできてしまっていて、これを本当に機能させていかなければいけないというふうな必然性を余り感じないで長年来ておられたんじゃないかという感じがしました。

そして、西山先生が先ほどおっしゃった言葉の中で非常に印象深かったのは、この予知の実用化、これは予知に関してですけれども、ということをおっしゃって、これは非常に含蓄のある言葉だと思えます。それはやっぱり観測データその他、集まったものすべてをまず一元化する。そして、そこでホールドしておくのではなくて、それを今度は情報の流通を拡大して、速やかにばつと配付していくんだということを目的としなさいと、ただ情報を自分たちだけで持っているとか、それをほかに流さないとか、それからそのスピードに長短があったりすれば、結局情報は、その予知というものの、そのほかあらゆる情報というもののすべてが実用化されないと思うんです。実用ベースに乗らない情報なんて何の価値もないわけですから。

そのためには、これは私もこの次、ぜひ会議があるときにやはりもう一回自分で出席して実態を見てみたいと思うんですけれども、どれだけ意欲のある方が集まっておられるのか。ぴりぴりこんな委員会であるいろいろな先生が御指摘を下さっていますのに、それが生きたサジェスションとして現場に到達していないのではないかと思いますので、私も、国会の予定がなければ、この次の会合にはぜひ出していただいて、実態をよく見た見せ

ていただいて、御報告できるようにと思っております。

○西山登紀子君 私も本場にこの組織図なるものを幾ら教えていただいてもよくわからないという、非常に複雑だし、また機能的じゃないというふうに痛感しております。また長官の決意だけで事態が私は改善するとは思いません。そして、情報を一元化しただけで実用化が進むかという、そうでもないだろうというふうにも思っています。

問題は、その集まった情報を分析し、そして解析をし、そして判定を下す、そして国民の皆さんやあるいは国会や地方自治体に対して必要な対策をとれるまでに行っていく、そういう生きた全国的なシステムが今国民が求めているシステムだと思っております。

それで、そういうことを思っているんじゃないかと思うけれども、例えば、先ほど長官が地震の予知というのは遊びじゃないというようなお話がありました。私、文芸春秋のことしの三月号に、予知連の前副会長をしていらした力武さんという方がこんなふうなことを言っていたら、予知の予知紹介しますと、予知連というのは法律に基づいてつくられたものではない、だから予知連がここが危ないですよと指摘しても、少なくとも法律的には行政機関は知らぬ顔していても構わないというふうなことがあって、いろいろ意見を述べていらしたところがあります。

ですから、やっぱり生きた全国的なシステムがどうしても今後必要となっていくと思えますが、この点いかがですか。時間が少ないので、少し短くお話しください。

○国務大臣(田中眞紀子君) お答えにびたり合わないかもしれませんけれども、要するに、先ほど言ったように、情報がいろいろ一元化が仮にされたにしても、それを責任を持って運用する人というか、その責任体制がないというのがあの組織の欠陥ではないかということ私は思いましたので、それに科技庁はできるだけコミットしていき

たいというふうに思っております。

○西山登紀子君 それでは、最後に文部省にお伺いいたします。

私、京大防災研を見学させていただいたときに、京大防災研の先生の中に、予知できなくて大変申しわけないと私たちに頭を下げられた先生がいらしたのを思い出しました。その真摯な研究者としての態度には胸を打たれましたけれども、しかし、ひとり研究者の責任ではないというふうにも思いました。

大学の研究施設、大変貧弱だと思えました。中でも、問題を指摘したいと思えますのは、一つは、今度は耐震研究の部門なんですけれども、塑性構造耐震部門というところがありまして、そこで耐震構造の実験施設というのがあるんですが、何しろ百トン近い力を加えて、それが耐えられるかどうかという実験をするわけですが、その実験施設に技官が一人もいないわけです。教授が大学の学生の助けをかりてその装置を動かしている、ぜひ技官が欲しいと思うんだけど、要求しても補充はされない。

さらに驚いたことには、その耐震構造実験施設のための研究資料を入れておく倉庫がビニールのテントなんです。そうすると、風は吹いてくるわ、雨漏りがする、腐食も激しいということ、どうしてこんなテントなんですかとというと、建物がないからだという。いや、本場にびたりいたしました。

さらに、耐震構造の次に別の部門に参りますと、二十八年前に購入をいたしました耐震構造の実験施設なんですけれども、今回のような直下型の地震を想定したものではないので、水平度、横揺れの試験はできるけれども今回のような直下型の地震の実験はできない。これは二十八年前に買っているから、既に二十年過ぎまして維持費がもつたかなくなったので精度も年々落ちるばかりだ。こういうふうなことをお聞きいたしました。国民の期待に応じ切れないという京大防災研の先生方のお声に文部省はどうこたえていただける

のか。実態を即座に調査をしていただきまして直ちに改善をしていただきますように、質問いたします。

○説明員(早田憲治君) お答え申し上げます。

京都大学防災研、先生御視察をいただいたとおりでございますが、御指摘のように、塑性構造耐震研究部門には技官が配置されておられません。それから、耐震構造試験装置の維持費は平成二年度までは文部省として措置をしておりましたけれども、維持費は原則として措置をしておりましたけれども、措置をするというルールにいたしておりました。特にこの装置につきましては延長を二回いたしまして、五年五年の延長をいたしまして二十年間文部省としても本省の予算でつけてきたわけでございますが、いろいろな新しい装置等も入ってまいります方に予算を回していかないといけないというふうなこともございまして、平成三年度以降は京都大学の学内措置によって必要な維持費については措置をされておるところでございます。

それから、技官の配置あるいは装置の整備がされないという御指摘につきましては、結果としてはそのとおりでございますが、実は、御質問の通告をいただいたから早速京都大学にも問い合わせたわけでございますけれども、この関係の要求につきましては、実は京都大学から文部省にまで出てきておりませんで、申しわけございませんが、文部省としてはその事実については昨日承知をしたというふうな状況でございます。

それから、研究資料の確保のための施設についても同じように要求がございせんというところを御報告させていただきたいと思っております。その研究資料というのは何かといいますと、先生ごらいただけたかもしれないが、鉄骨でございますとかコンクリート材とかそういったものでございまして、比較的建物の中でなくてもよからうというふうな、そういう意味では施設整備の優先順位が京都大学の中では低い部類に入る、あるいは防災研究所の中でも非常にこの地震予知関係の体制の整備等がありまして、全国各地に観測所等を整備

を続けてきたわけでございますけれども、そちらの方の整備が優先をされておるといような事情が、大学から予算要求の形で文部省には出ておらなかったというふうなことでございまして。

そういう実情でございますが、今後の対応いたしましては、私もといたしまして、学術研究の推進と人材養成の担い手でございます大学あるいは附置研究所の教育研究条件の改善ということとは、将来の我が国の発展あるいは国際貢献を図っていく、災害の面でも国際協力を非常に進めていかなければいけないというふうなこともございまして、極めて重要な課題であるという認識をいたしております。

そういう意味で、教育研究支援職員の確保でございますとか、施設設備の老朽化、狭隘化、陳腐化等いろいろございまして、こういう改善のために今後とも一層努力をしていきたいというふうな考えている次第でございます。

○西山登紀子君 私が行きましたときには、京大防災研の事務官の方、京大防災研から予算要求を出しているというふうにお聞きをしましたけれども、少し事実が違っているようですが、防災研からそういう予算要求が出てくればきちっと対応していただきたいと思います。また、横揺れだけではないような地震という実験装置が果たして今マツチしているのかということでも、やっぱり文部省としても直接その辺は検討していただきたいというふうに思います。

○説明員(早田憲治君) 実際、大学ともよく相談をいたしながら、適切な対応をしていきたいというふうな考えております。

○下村泰君 科学技術委員会では初めてでございますが、まあ本当に弱ったと思っております。私は、科学なんというのはまるっきり縁のない人間です。計算なんというのは足し算と引き算と掛け算だけができりゃいいと思っていまして、計算

も、こういう羽目になってえらい悩んでおります。

大体、私が国会へ来た原因というのは、今は亡くなった伴淳三郎と一緒に、森繁さんと一緒にあゆみの箱という運動を昭和三十七年から始めまして、毎年毎年北海道から沖縄までチャリティーショーというのを行っていて、その都度障害者の方々を御招待申し上げていろいろとお慰め申し上げてきたんですけれども、そのうちにその方々の身内の方たちから、だれかあゆみの箱から国会へ行つて私たちの現状を直接国会に訴えてくれる人はいないのかと。森繁さんや先が見えていいるし、伴淳はもうよばばだし、坂本九じや若過ぎると言つたが、その坂本九があなた事故になりまして、トッブさん、あなたはふだんからそういうことばかり言っているんだからあなたが一番適任じゃないかと言われてるうちに、私は江戸子ですから、吹かされると際限なく上がつていきますから、それじややつてみようかというので昭和四十九年に参議院に出たら間違えて当選しちゃったわけなんです。

突然変異でフナが金魚になったみたいで、国会というところは何をやるどころかさっぱりわからぬでここに来たのはよかつたんですが、幸いにして法務委員会というところに入られました。おもしろいもので、国会というところは、数の多いところからみんなとていきますから、残るのは法務委員会しかない。そこにいられたら、残らしたなら不幸中の幸いというのか、ここにいらつしやる長官のお父さんの事件が毎日のように、それこそ法務委員会なんというのは余り開かない委員会ですよ、あれは御存じのこと。それがもう定例日には毎週二回ずつやる。それでこういうことをやりやいいのとか、法務委員会で身体障害者のことはできるんだなということがわかりまして、それで一番最初に手がけたのが、ペーチェット病のリハビリテーションをつくらせていただいたのが最初なんです。ですから、こ

こへ参りましても科学技術なんということにはまるで縁のない人間、あの委員会だけは行きたくないなと思つていたらこうなつちやつて、実にどうも困つたことです。

ところが、こういうことが出てくるんです。一九九一年、平成三年七月に「ゆとり、優しさ、快適さのための科学技術の実現に向けて」という報告書が出てくるんです。これを見たときには、あなるほどな、高齢者、障害者に対するこういうことも、科学技術庁というのとはどんなことをするんだかわからないけれども、やるのかないに思つていたわけです。そうしたら、今度委員になつてしまつたんでどうしようもなくなつて、いろいろと調べさせていただきまして。私は、もう国会にいる私のゆえんというのは、障害者とか幅広い高齢者の方々以外の問題を除いては私の存在価値はありません、自分でそう思つていますから。ですから、そういうことを土台にして質問させていただきまして、ひとつよろしくお願ひいたします。

それで、まず最初にお伺ひしたいのが「ゆとり、優しさ、快適さ」ということでございましてけれども、これのひとつ御説明をお願いいたします。

○政府委員(石井敏弘君) ただいま御指摘の、平成三年七月にいわゆるゆとり科学報告書というものが出ておりますが、これは、要するに人と生活のための科学技術、こういったことにつきまして、当時の科学技術庁長官が有識者を集められて意見交換を行い、その結果を取りまとめたものでございます。

その基本的な認識といひますのは、社会の高齢化あるいは女性の社会進出、こういった我が国におきます社会構造の変化、こういったものを頭に描く、そしてこのような社会動向を踏まえて、生活優先の社会を築いていくために必要な科学技術、こういったものは何だろうか。こういうようなことでいろいろ検討が行われ、具体的には身近で親しみの持てる人間本位の科学技術、こういった

つがまさしくそれでございます。

ただ、それもよく考えてみますと、私もいろんな福祉機器を見てみましたけれど、入浴手伝いとか介助をするとか車いすとかありますけれど、あれは余り難しいと障害者や年をとっている付き添いとか子供が付き添ったら操作できないんですね。ですから、そういうものをもつとわかりやすい形で、コストも安くしてできるように普及すると、そこにやっぱり人間の優しさとか配慮がないと、ただハイテクを駆使しても、とてもじゃないと、

ないけれども人間が使いこなせるものではないと思います。

ですから、むしろ冒頭申し上げましたように、理化学研究所のようなところで難病とか何かの解明というものは医学的にはやっている。そういうことも科学技術庁はできますけれども、片や技術の面で、今申し上げたようないろいろなツールといいますが道具といいますが、そういうものの使いやすさ、生活を便利にする優しさのある機械の

開発というふうなことは大いにするべきだろうと思ひますし、その研究のためにもいろいろな予算を使つていかなければいけない、かように考えております。

○下村泰君　長官のお話を聞いていると、本当に優しい科学技術庁という感じを受けるんですね。ところが、私は先ほども申し上げましたように、勉強不足でまことに申しわけないとは思ふんですけれども、ここにある科学技術白書、これを読ませていただいても、科学技術大綱にいたしまして

も、何かそのあたりの位置づけが弱いような気がするんです、どうもこれを讀ませていただいても。その点、やっぱり長官もそうじゃないかなという気がするんですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○政府委員(落合俊雄君) 我が国の科学技術政策の基本を示しますものに、科学技術政策大綱というのは御存じのとおりでございます。平成四年の四月二十四日に閣議決定をいたしております。

この政策大綱のもとになりましたのは、平成四

年一月二十四日に科学技術会議が行いました「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策について」という答申でございました。この答申では、がんですとかアルツハイマー、エイズなどの完治困難な疾病や社会問題化している疾病の診断、治療法の開発など、健康の維持増進のための技術、それから高齢者、身体障害者等が大きな不便を感じることなく生活したり、さらに積極的に社会参加することが可能になるようなきめ細かな福祉技術というようなことを今後充実する必要があるという答申をいただいております。科学技術政策大綱はこの答申をもとにしてつくられております。大綱そのものは非常に薄く簡単な表現でございまして、その背後にございましては、まさに先生御指摘の考え方がありというふうに考えております。

○下村泰君 一般の国民にしてみれば、科学技術庁というと、ドーンとあの衛星を上げることしか考えてないですね。それで、あれが失敗するたびに、おいおいまた税金何ば使うんじやと、このぐらいにしかみんな思わないですね。だから、本当に科学技術庁というのが、今おたくが答えになつたようなアルツハイマーとかエイズとか、そこまですべてでございませぬ、科学技術庁が果たしてそこまですべてでございませぬ、それは厚生省がやるんじゃないか、こんなふうにしか思いませんよ、みんな。だからそういう意味では、科学技術庁というのとはまったく国民に宣伝しなくちゃいけないんじゃないですか。衛星ばかりばこぼこばこ打ち上げて、そればかりが科学技術庁のやることじゃないと思うんです、せつかくそういうことをやっているの。

技術予測調査という資料をお借りしました。ありがとうございます。その中で、私としては、がんとかエイズとかアルツハイマーなどの難病問題や社会生活には大変強い関心を持つわけなんですけれども、その調査の目的、それが今あなたがおっしゃったことに尽きますか。もつとほかにありますか。

○政府委員(落合俊雄君) 科学技術予測調査でございませうけれども、一九七一年以来五年ごとに実施をいたしております。最新版は第五回の科学技術予測調査、平成四年十一月に公表をいたしております。

この目的でございまして、今後の我が国の技術発展の長期的な方向を探るといのが目的でございまして、この第五回の調査におきましては、一九九一年、これは調査時点でございますが、それから二〇二〇年までの三十年間を予測期間といたしまして、材料でございまして、ライフサイエンス、環境それから保健・医療というような十六の科学技術の分野におきまして、千百四十九の課題を抽出いたしました。その重要度、実現予測時期、実現に際しての阻害要因等々につきまして専門家の回答結果を取りまとめたものでござい

ます。これが昨年十二月に科学技術会議から先端的基礎科学技術に関する研究開発基本計画というものを科学技術会議でまとめたいただき、昨年十二月二十七日に内閣総理大臣決定をいたしております。この基礎になつていましてござい

ます。○下村泰君 私、ちよつと今混乱してますから御説明していただきたいのですが、科学技術のいわゆる科学の方の分野と、医学の方の進んでいった、例えば薬品などをつくる場合のどんなに進んでいった分野と、これどこか接点ありますか。

科学技術庁に伺いますけれども、例えば薬をつくる、つくるといふのはおかしいですね、発見するといふのですか、いわゆる病原体、原子、分子なんといふものをどんどん調べていく間にある程度のところへ到達して、それを撲滅するためにはこれこれこういうふうになつた方がいいんだと。その結果こういう薬ができた。

この分野を分けるとすれば、どこからどこまでが科学技術に入つて、どこからどこまでが薬品の方なんですか、厚生省とか。○政府委員(石井敏弘君) 私どもが科学技術と言います場合は、単に先生の今イメージされている

ようなものだけではないだろうと思つております。非常に広く、物理、化学、生物、さらに生物の中には、おっしゃるような医学まで入つた、あるいは農薬まで入つた広い分野を頭に描いておりまして、先ほど来出ておる科学技術会議というものが日本の科学技術政策の基本を議論し、政府といたしまして科学技術政策大綱というものを定めておりますが、その範囲は理、工、農、医、すべての科学技術全分野に及んでおりまして、いわゆる工学的な物理的な分野だけが科学技術ではございませぬで、全分野を広げてやっておりますというふうに御理解いただきたいと思います。

○下村泰君 お話の推移はわかるんですけども、例えば、遺伝子なんというのを一つ取り上げたら、どこまでが化学の方でどこまでが医学になるんですか。

○政府委員(石井敏弘君) DNAの概念あるいはその各部位がどのような働きをするかといったようなことは当然研究が行われておるわけでございますが、その知見をもとに、あるものをあるところがある病気の情報を持つておる、がんの引き金を持つておるか、そういうようなことがわかる、あるいはそれを探っていくのは研究ですが、そのわかつた後にそれを現実に応用する、これは医療的な行為と、このように認識をいたしておるところでござい

ます。○下村泰君 何で私はそんなことをお尋ねしたかといふと、第五回科学技術予測調査というのがあるんです。これを拝見しますと、「ほとんどすべての種類のがんについてがん化の機構が解明される。」「アルツハイマー型痴呆に対する有効な予防法が開発される。」「AIDSの治療法が確立される。」「慢性腎不全患者に対する血液透析に代わつて、装着もしくは埋込型人工腎が開発される。」「在宅のままで健康状態がチェックでき、適切な診断が受けられるシステムが実用化される。」「寝たきり老人や心身障害者の排泄や入浴等の看護を看護対象者に合わせて行う多目的看護ロボットが実用化される。」

こゝまで来るといふと、これはすごいなと思ふんです。こんなふうになつたらこれは大したものだと思いますよ。こういうことを見ますと、これは人間にとっては素晴らしい世の中になるんだな、こういうふうになります。

じゃ、「実現に際しての阻害要因」というところがあるんです。そこを見ますと、「ほとんどすべての種類のがんについてがん化の機構が解明される。」「というところを見ると、資金的に四六〇、人材の養成・確保面が二五〇、研究開発体制面が三六〇。今度は、「がんの転移を防ぐ有効な手段が実用化される。」「というところを見ると、資金的に三一〇、人材の育成面が二四〇、研究開発体制面が三六〇。その次に今度は、「全部のがん抑制遺伝子が同定され、がん化との関係が解明される。」「というところを見ると、資金面が二七〇、人材の養成・確保面が三九〇、研究開発体制面が三〇〇。それから、「アルツハイマー型痴呆等の老人性痴呆が治療可能となる。」「というところを見ると、資金面が二四〇、人材の養成・確保面が三四〇。こういうふうになつてい

ます。○政府委員(落合俊雄君) 今、先生御指摘の中の幾つかについて、若干御説明を申し上げたいと思ひます。

例えば、「ほとんどすべての種類のがんについてがん化の機構が解明される。」「これにつきましては、非常に全体の中で重要度は大きいということとが専門家の意見でございまして、「実現に際しての阻害要因」の欄を見ますと、技術的な部分が阻害要因だといふ専門家は七五〇に達しております。それから、資金面での阻害要因が四六〇、研究開発体制が阻害要因だといふのが三六〇ということ、かつ、がんの機構解明は二〇一〇年ごろ

こゝまで来るといふと、これはすごいなと思ふんです。こんなふうになつたらこれは大したものだと思いますよ。こういうことを見ますと、これは人間にとっては素晴らしい世の中になるんだな、こういうふうになります。

に実現が可能であろうという予測結果でござい
ました。

これは、この調査時点での専門家の意見が、二
〇一〇年ぐらいには実現できるであろうが、一番
重要なのは技術面での阻害要因を解決すること
であるというふうに理解できるわけでございませ
すが、がん発生の機構の解明という基礎的な技術
の部分から取り組むべきだというふうに読めるわ
けでございませう。

それ以外の項目では、例えば技術面だけではな
くてそれ以外に、今挙げられました中では例え
ば、アルツハイマー型痴呆症の発生機構が解明さ
れるというのは、実現時期が二〇〇七年、技術面
での阻害要因が七五％というような、これもやは
り技術面からの基礎的な研究が必要であるという
方向性を示しているということでもございまして、
今後の研究としてはやはり基礎的な研究を積み重
ねていく必要があるんだというのがこの専門家の
予測結果であるということでもございませう。

○下村泰君 今おっしゃったようなものはこの表
に出ています。

ところが、こうやって拝見しますと、科学技術
庁のやっていることがとにかく意外と我々の日常
生活の中に非常に密着していることが多い。逆
に、下手すると厚生省より密着している部分が多
い。殊に命を預けるとなると、これは科学技術庁
に預けた方がいいんじゃないかと思うんです。ア
ルツハイマーとか、やれがんの克服であるとか
エイズとか、殊に今エイズなんというのは大変
な広がり方を見えています。

ただ、私は期待をしたいのは、かつて性病とい
うものがあつて地球上に蔓延して、この性病の蔓
延の仕方というのは、長崎に上陸したら一年たつ
て北海道で出た、津軽藩の侍とか町人に出たと
いうぐらいもうとにかく早いんです、性病のうつ
り方は。しかし、それが現代の世の中においては
完全に克服するだけの医療が施されている。なれ
ば、エイズも必ず治るであろう。とすれば、痴呆

症であるとかアルツハイマーであるとか、あるい
はそういった今人類で本当に制御しなきゃならな
いようないろんな病が必ずや抑えられる時期が来
るのではないかと思っています。

そういう意味で、これだけのことを科学技術庁
がやっているとすれば、ひとつこれは大いに喧伝
する必要があるですね、先ほど申し上げましたよ
うに、人工衛星のばかり取り扱わないで、こうい
う方もやはり国民の皆さんに知っていただけるよ
うな宣伝も少しやった方がいいんじゃないかとい
うような気がしますが、長官どうですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 本件におつしやると
おります。

ただ、基礎研究の段階でございまして、これを
実用化していくのはやはり厚生省、医学で治療で
効果をあらわしていかねばならないと思いま
す。やはり基礎研究がまだ不十分であるというこ
とは大変残念でございませうけれども、ただ、それ
が科技厅の守備範囲であるということ、ロケッ
ト、原子力だけでなくそういうこともやってい
るということは大いに宣伝をしたいと思いま
す、下村先生に特に声を大にしたいと思いま
す、ぜひ御協力いただければありがたいと思つて
おります。

○委員長(高桑栄松君) 本件に対する本日の質疑
はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時散会

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、放射性同位元素等による放射線障害の防止
に関する法律の一部を改正する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に
関する法律の一部を改正する法律案
放射性同位元素等による放射線障害の防止
に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関
する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部
を次のように改正する。

目次中「並びに販売」の下に「賃貸」を、
「販売業者」の下に「賃貸業者」を加える。

第一章中「販売」の下に「賃貸」を加える。
第二章の章名を次のように改める。

第二章 使用の許可及び届出並びに販売、
賃貸及び廃棄の業の許可

第四条の見出し中「販売」の下に「及び賃貸」
を加え、同条第一項中「販売し」の下に「又は
賃貸し」を加え、同条第二項第三号中「販売所」
の下に「又は賃貸事業所」を加える。

第七条の見出し中「販売」の下に「及び賃貸」
を加える。

第九条第三項第四号中「販売所」の下に「又は
賃貸事業所」を加える。

第十条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により変更の許可を受けよう
とする許可使用者は、その変更の許可の申請の際
に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければ
ならない。

第十一条第一項中「第四条第一項」の下に「の
規定により販売の業」を、「いう」の下に「及
び賃貸の業の許可を受けた者(以下「賃貸業者」
という。)」を加え、同条第二項中「販売業者」の
下に「及び賃貸業者」を加え、同条第四項を次の
ように改める。

4 第二項の規定により変更の許可を受けよう
とする販売業者及び賃貸業者は、その変更の許可
の申請の際に、許可証を科学技術庁長官に提出
しなければならない。

第十一条の二第四項を次のように改める。

4 第二項の規定により変更の許可を受けよう
とする廃棄業者は、その変更の許可の申請の際
に、許可証を科学技術庁長官に提出しなければ
ならない。

第十二条中「販売業者」の下に「賃貸業者」
を加える。

第十二条の二第一項中「販売業者」の下に「及
び賃貸業者」を、「販売し」の下に「又は賃貸
し」を加える。

第十二条の四第一項中「販売業者」の下に「及
び賃貸業者」を加える。

第十二条の七中「販売業者」の下に「又は賃貸
業者」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 使用者、販売業者、賃貸業者、廃
棄業者等の義務

第十二条の八第二項及び第十二条の九第二項中
「限る」を「限る。以下この項における賃貸業
者について同じ。」及び「賃貸業者」に改める。

第十三条第三項中「販売業者」の下に「及び賃
貸業者」を加える。

第十四条第三項中「販売業者」の下に「又は賃
貸業者」を加える。

第十六条第一項中「及び」を「、」賃貸業者
(第三十条第四号から第六号までの一に該当する
ものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三
十条の二において同じ。及び」に改め、同条第二
項中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加え
る。

第十七条中「販売業者」の下に「賃貸業者」
を加える。

第十八条第一項中「使用者、販売業者」の下に
「賃貸業者」を、「事業所、販売業者」の下に
「及び賃貸業者」を、「販売所」の下に「又は賃
貸事業所」を加え、同条第二項中「販売業者」の
下に「賃貸業者」を加える。

第十八条の二第一項、第十九条及び第十九条の
二中「販売業者」の下に「賃貸業者」を加え
る。

第二十条中「販売業者」の下に「賃貸業者」
を、「機器設置施設」の下に「(政令で定める表示
付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を
除く。)」を加える。

第二十一条中「販売業者」の下に「賃貸業
者」を、「販売」の下に「若しくは賃貸」を加

える。

第二十二条中「販売業者」の下に「貸貨業者」を、「機器設置施設」の下に「(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。)」を加える。

第二十三条及び第二十四条中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第二十五条第二項中「販売業者」の下に「及び貸貨業者」を、「の販売」の下に「若しくは貸貨」を加え、同項第七号中「若しくは第四号」を、「第四号若しくは第五号」に改める。

第二十六条第一項中「販売業者」の下に「貸貨業者」を、「の販売」の下に「若しくは貸貨」を加え、同項第七号中「若しくは第四号」を、「第四号若しくは第五号」に改める。

第二十七条中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第二十八条第一項中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加え、同条第二項中「若しくは販売」の下に「貸貨」を、「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第二十九条の見出し中「及び譲り受け」を、「譲り受け等」に改め、同条中「又は譲り受け」を、「譲り受け、貸し付け、又は借り受け」に改め、同条第一号及び第二号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を、「譲り受け」の下に「若しくは貸し付け」を、「譲り受け」の下に「若しくは借り受け」を加え、同条第七号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加え、同条第八号とし、同条第六号中「又は販売」の下に「貸貨」を、「販売業者」の下に「貸貨業者」を加え、同条第七号とし、同条第五号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加え、同条第六号とし、同条第四号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を、「譲り受け」の下に「若しくは貸し付け」を、「譲り受け」の下に「若しくは借り受け」を加え、同条第五号とし、同条第三号中「他の販売業者」の下に「貸貨業者」を、「譲り受け」の下に「若しくは貸し付け」を、「譲り受け」の下に「若しくは借り受け」を加

え、同号の次に次の一号を加える。

四 貸貨業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、使用者、販売業者、他の貸貨業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

第三十条第一号中「又は販売業者」を、「販売業者又は貸貨業者」に改め、同条第四号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加え、同条第五号中「販売」の下に「貸貨」を加え、同条第六号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第三十条の二第一号中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第三十四条第一項中「使用者」の下に「(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く。以下この章において同じ。)」を、「販売業者」の下に「貸貨業者」を加え、同条第二項中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第三十六条第三項、第三十六条の二第一項及び第二項、第三十七条第一項及び第三項、第三十八条、第四十二条第一項並びに第四十三条の二第一項中「販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第四十四条第一項中「販売」の下に「貸貨」を加える。

第四十六条第二項中「第四条第一項」の下に「の規定による販売の業の許可の申請者を含む。）、貸貨業者(第四条第一項の規定による貸貨の業)を、使用者、販売業者」の下に「貸貨業者」を加える。

第五十二条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「販売」の下に「又は貸貨」を加え、同条第四号中「販売」の下に「貸貨」を加える。

第五十三条から第五十三条の三までの規定中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第五十四条中「二十万円」を「三十万円」に改

める。

第五十五条及び第五十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十八条中「五万円」を「十万円」に改める。
第五十九条中「三万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下この条において「新法」という。)第十条第四項、第十一条第四項及び第十一条の二第四項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十条第二項、第十一条第二項及び第十一条の二第二項の規定による変更の許可の申請をする許可使用者、販売業者、貸貨業者及び廃棄業者について適用し、同日前にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第二項、第十一条第二項及び第十一条の二第二項の規定による変更の許可の申請をした許可使用者、販売業者及び廃棄業者については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第四条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第五条第十二号中「販売」の下に「及び貸貨」を加える。

平成七年三月二十四日印刷

平成七年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局